

〔論文〕

法律を変えた重大事件3

——事件でたどる刑事立法史——

佐久間 修

名古屋学院大学法学部

要 旨

1980年代になって急速に普及したコンピュータは、国民の生活を激変させました。金融機関のオンラインシステムを利用した犯罪では、電子計算機使用詐欺罪が設けられたほか、その後も、不正アクセス禁止法や支払用カード電磁的記録に関する罪、不正指令電磁的記録に関する罪などが追加されています。また、グリコ・森永事件のような劇場型犯罪や、オウム真理教による地下鉄サリン事件を契機として、流通食品毒物混入等防止法やサリン防止法、団体規制法などが制定されました。これらの犯罪にあっては、まずは再発防止が肝要といえますが、同じことは、ストーカー行為による人身被害にもあてはまるでしょう。

キーワード：コンピュータ犯罪，毒物犯罪，企業恐喝，オウム真理教，ストーキング

Cases and controversies as legislative fact (Part 3):

Computer-crime, blackmail, cult-terrorism, and stalking

Osamu SAKUMA

Faculty of Law
Nagoya Gakuin University

ファイル11（第11章） 三和（さんわ）銀行オンライン詐欺事件——コンピュータ犯罪対策立法

東海銀行オンライン事件、ニフティサーバ事件、朝日放送ホームページ書き換え事件など。

1 事件——立法事実として

1981（昭和56）年3月25日、三和銀行（現・三菱UFJ銀行）茨木支店に勤務する女子行員（当時32歳）が、勤務先のオンラインシステムを不正に操作して、現金や小切手1億3000万円を詐取しました。三和銀行オンライン詐欺事件と呼ばれています。犯人のIは、同支店のコンピュータ端末から、大阪の吹田支店や豊中支店のほか、東京の新橋支店や虎ノ門支店に用意した架空人名義の口座に1億8000万円を入金したうえで、茨木支店から早退し、大阪府内の各支店で現金を引き出した後、飛行機で東京へ向かい、さらに同銀行の各支店の口座から現金を引き出しています。

結局、時間の都合で現金化できなかった分を除いて、現金5000万円と小切手8000万円の合計1億3000万円を共犯者のMに手渡したIは、そのまま台北・香港経由でフィリピンのマニラへ逃亡しました。しかし、国際指名手配になったことで、同年9月8日には現地の入国管理局が身柄を拘束した後、日本に強制送還されています。実行犯のIは、強制送還の時点で、私文書偽造・同行使（刑159・161条）、詐欺（刑246条）により逮捕されました。共犯者のMも、上記の共同正犯に加えて、外国為替及び外国貿易管理法（当時）違反で逮捕されています。

2 刑事裁判および類似の犯行

1982（昭和57）年7月27日、大阪地方裁判所は、Iに対して懲役2年6か月、Mに対して懲役5年の実刑判決を言い渡しました（大阪地判昭和57・7・27判時1059号158頁）。同判決によれば、IとMは共謀して、Iが、茨木支店内でコンピュータ端末を操作し、架空人名義の口座に振替入金があった旨の記帳をすることで、コンピュータ内に虚偽の入金情報を記録させる一方、各支店名義の預金通帳を偽造したうえ、それぞれ、吹田支店や豊中支店などの係員に対し、上記の通帳（の記載）が真正に成立したかのように装い、架空名義人の普通預金払戻請求書と一緒に提出しています（私文書偽造・同行使罪）。これにより、同係員に入金済みであると誤信させて、現金や小切手を騙取したものと認定されました（詐欺罪）。

他方、Mは、Iの共同正犯として上記の犯行を主導したほか、CおよびDと共謀して、大蔵大臣（当時）の許可や法定の除外事由がないにもかかわらず、支払手段である日本通貨と小切手を携帯して国外に持ち出しており、外国為替及び外国貿易管理法（当時）70条9号、18条1項などに違反するとされました。

この事件が報道された数か月後、1981年10月、近畿相互銀行でキャッシュカードの偽造事件が発生しています。具体的には、偽造したキャッシュカードを銀行が設置した現金自動支払機に挿入して1000万円余の現金を窃取したため、私文書偽造・同行使および窃盗になりました（大阪地判昭和57・9・9刑裁月報14巻10号776頁）。その後も、オンラインシステムの弱点を衝いた犯行が相次い

であり、三和銀行オンライン詐欺事件は、コンピュータを利用した金融犯罪の先駆けとされています（吉岡・後掲55頁、佐々木・後掲145頁）。

刑法

第246条の2（電子計算機使用詐欺） 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、10年以下の懲役（拘禁刑）に処する。

3 成立した法律①——コンピュータ犯罪対策立法

1980年代になって、急速に電子情報処理組織が普及した結果、各種の事務作業がコンピュータで処理されるようになりました。これにともない、コンピュータシステムの脆弱性を衝いた違法行為が急増しました。しかし、被害額が大きいかかわらず、現行法では適切に対処できなかったため（第108回国会・参議院法務委員会議録3号）、1987（昭和62）年の刑法一部改正により、①電子計算機使用詐欺罪（刑246条の2）が新設されました。一般には、コンピュータ詐欺罪と呼ばれています。また、②電子情報処理組織に用いる電磁的記録の不正作出・供用・毀棄を処罰する規定のほか、③コンピュータに係る業務妨害罪の規定も設けられました。

特にコンピュータ詐欺罪は、「債権、債務の決済等が電磁的記録を用いて自動的に行われる事務処理の形態を利用して財産上不法の利益を得る行為」であって（第108回国会・参議院法務委員会議録3号）、具体的には、「電子計算機に虚偽の情報若しくは不正の指令を与え」ることで、オンライン化された銀行の元帳ファイルの預金残高記録や、電子決済に用いるICカードの預金残高記録などに対して「不実の電磁的記録を作出」する場合か、「虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して財産上不法の利益を得る行為（その未遂を含む）」が想定されています（米澤・後掲61頁、的場・後掲118頁以下）。

国会の審議では、具体的な事件を援用しつつ、主に電磁的記録不正作出・供用罪とコンピュータ詐欺罪の罪数関係が問われましたが、特段の反対意見もなく、そのまま可決・成立しました（第108回国会・衆議院法務委員会議録4号、第108回国会・参議院法務委員会議録3号）。

4 電子決済で生じた法の間隙（スキマ）

三和銀行オンライン詐欺事件では、コンピュータ端末の操作だけでなく、偽造した銀行通帳と払戻請求書で窓口係員を欺いており、私文書偽造・同行使罪や詐欺罪が成立します。しかし、犯行時にコンピュータ詐欺罪の規定があれば、実際には引き出せなかった5000万円についても、この犯罪が成立していたでしょう。他方、近畿相互銀行事件では、現金自動支払機からの窃盗となったように、犯人が現金や小切手を奪っていれば、新たな立法がなくても、十分に対処できたともいえます。

ところが、その後、多くの経済取引において電子決済が一般化しました。すなわち、現金や小切手などを用いないまま、銀行口座の残高を変更して取引が完結する状況下では、現に多額の損害がある

にもかかわらず、処罰の間隙が残ることになります。たとえコンピュータに虚偽の情報を入力しても、「人を欺い」とはいえず（詐欺罪不成立）、財物である現金や小切手が移転しなければ、窃盗罪も成立しないからです。その意味では、電子決済が日常化した現在、コンピュータを介した財産犯を処罰するうえで、必要不可欠の法改正でした。

5 法改正前後の犯罪状況

さて、同じく新設された電磁的記録不正作出・同供用罪（刑161条の2）や電子計算機損壊等業務妨害罪（刑234条の2）は、愉快犯やサイバーテロの場合を除いて、ほとんどがコンピュータ詐欺の手段となっています。そもそも、1980年代、権利・義務および事実証明の手段は、大半が紙の文書であり、免許証や契約書も文書の形態でした。また、公正証書原本等不実記載罪にあっても、自動車登録ファイル（電磁的記録）に別人名義で登録した場合（東京地判平成4・3・23判タ799号248頁）を除くならば、詐欺の目的で土地登記簿に虚偽記載をする場合が多いようです（たとえば、東京高判平成14・2・5東高刑時報53巻1～12号9頁など）。その意味で、電磁的記録の不正作出・同供用罪だけが問題となるケースは、ごく少ないともいえるでしょう。

したがって、電磁的記録の不正作出・同供用罪が、コンピュータ詐欺の準備段階として、主に財産的利得の目的から偽造・変造（不正作出）にいたる実態を、無視するべきではありません（罪数論上は、牽連犯となります）。さらに、現在では、こうした「準備的行為」に先だつ不正アクセス行為を処罰する法律があります（後述参照）。フィッシングメールやランサムウェアなども、そのほとんどが詐欺や脅迫の準備段階とされる以上、これらの犯罪から切り離して論じるのでは、刑事政策としての実効性を期待できないでしょう。

6 実際の適用例とその後の状況

1987（昭和62）年の法改正にもかかわらず、銀行業務に従事する職員が虚偽の情報を入力して、自己または共犯者の預金口座に振り込ませる事件が続発しました。具体的には、第一勧業銀行オンライン詐欺事件（大阪地判昭和63・10・7判時1295号151頁）、青梅信用金庫事件（東京地八王子支判平成2・4・23判時1351号158頁）、信用金庫支店長詐欺事件（東京高判平成5・6・29高刑集46巻2号189頁）、東海銀行オンライン詐欺事件（名古屋地判平成9・1・10判時1627号158頁）などが挙げられます。その意味で、この法改正には、処罰の間隙を埋める効果があったといえます（岡田・後掲101頁）。

もっとも、信用金庫支店長詐欺事件では、上司である支店長の指示で部下が端末を操作しており、振込入金の指令が「虚偽の情報」にあたるかが争われました。しかし、裁判所は、入金処理の原因となる実体がない以上、電子計算機使用詐欺罪にあたりと判断しています。そのほか、通話料金が計算されないように不正信号を送って国際通話を繰り返し、代金の支払を免れた事案についても、財産権の得喪・変更に係る「不実の電磁的記録」を作ること、財産上不法の利益を得たとされました（東京地判平成7・2・13判時1529号158頁）。

その後も、テレホンカードなどのプリペイドカードを改ざんしたり（たとえば、長野地諏訪支判平

成8・7・5判時1595号154頁など）、自動改札機や自動精算機を利用したキセル乗車（東京高判平成24・10・30高刑速報（平24）号146頁、名古屋高判令和2・11・5判時2529号111頁）、他人の氏名を使いクレジットカード決済代行者に対して虚偽の情報を入力・記録させて電子マネーをだまし取った場合のほか（最決平成18・2・14刑集60巻2号165頁）、被害者から奪ったパスワード等を利用してATMから送金させたり（名古屋高判平成31・2・21高刑速報（令1）号501頁）、被害者名義の口座から被告人名義の口座にビットコインを移したりした事例（名古屋地判平成31・2・6裁判所ウェブサイト）がみられます。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

第3条（不正アクセス行為の禁止） 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第11条（罰則） 第3条の規定に違反した者は、3年以下の懲役（拘禁刑）又は100万円以下の罰金に処する。

7 成立した法律②——不正アクセス禁止法

1999（平成11）年には、1987年の法改正で見送られたデータ窃盗や不正利用の「入り口」となる行為を禁止するべく、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が制定されました（平成11年法律第128号）。不正アクセス禁止法と略称されます。同法の立法目的は、「電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与すること」であり（同法1条）、「何人も、不正アクセス行為をしてはなら」ず（同法3条）、これに違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります（旧規定8条）。ただし、現在では、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に加重されました（同法11条）。なお、他人の識別符号を提供するような助長行為も、当初の規定では、30万円以下の罰金刑でした（旧規定4条・9条）。

その後、2012（平成24）年の一部改正により（平成24年法律第12号）、不正アクセスの助長行為として、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を不正に取得する行為や（同法4条）、他人の識別符号をアクセス管理者や利用権者以外の者に提供したり（同法5条）、不正に取得された他人の識別符号を保管したりする行為が追加されました（同法6条）。これらの規定に違反するとき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります（同法12条1号、2号、3号）。さらに、なりすましやフィッシングを抑止するべく、「識別符号の入力を不正に要求する行為」として、正規のアクセス管理者を装い、公衆に対して当該識別符号の入力を求める行為も禁止されており（同法7条）、これに違反したときも、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金で処罰されます（同法12条1号～4号）。一部改正法の詳細については、蔵原・後掲4頁以下を参照してください。

8 その保護法益と実際の適用例

不正アクセス禁止法の保護法益は、「アクセス制御機能による利用権者等の識別に対する信頼」であり（不正アクセス対策法制研究会編著①・後掲24～25頁）、いかなる犯罪を実行する目的であるかを問わず、不正アクセス行為それ自体を処罰しています。もちろん、アクセス制御機能を突破した後の不正利用が予定されるため、一部の学説は、事後の犯罪の予備的行為と位置づけますが（渡邊・

後掲255頁)、「電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図」という立法目的からは、社会的インフラである電子ネットワークの安全性を守る点で、社会的法益に対する罪とみるべきです(不正アクセス対策法制研究会編著②・後掲28～29頁)。

実際の適用例は、外部からアクセス制御機能のあるネットワークに侵入して、正規の会員である別人の電子メールを盗み見たり(高松地丸亀支判平成14・10・16LEX/DB参照)、他人の識別符号であるログインIDやパスワードを入力して、クレジットカード会社のサーバーコンピュータに虚偽の情報を記憶・蔵置させたうえで、その会員になりすまして商品を注文・受領したり、オークション会社が管理する認証サーバーを作動させて、その特定利用が可能な状態にしたほか、商品を落札した旨の虚偽情報を送信して、サーバーに接続された記憶装置に虚偽の情報を記憶・蔵置させた点で、不正アクセス禁止法に違反する一方、私電磁的記録不正作出・同供用罪にもあたるとした判例があります(東京地判平成15・8・21, 東京地判平成15・12・11。いずれもLEX/DB参照)。

コラム 不正アクセス禁止法の立法事実

不正アクセス禁止法でも、立法の原動力となった事件があります。たとえば、東海銀行オンライン事件(名古屋地判平成9・1・10判時1627号158頁)、ニフティサーバ事件(京都地判平成9・5・9判時1613号157頁)、朝日放送ホームページ書き換え事件(大阪地判平成9・10・3判タ980号285頁)などが続いたため、これらの不正アクセス行為を犯罪化する機運が高まったとされます(岡田・後掲102～103頁)。

刑法

第163条の2(支払用カード電磁的記録不正作出等) 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、10年以下の懲役(拘禁刑)又は100万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。

2 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。

3 不正に作られた第1項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。

第163条の3(不正電磁的記録カード所持) 前条第1項の目的で、同条第3項のカードを所持した者は、5年以下の懲役(拘禁刑)又は50万円以下の罰金に処する。

第163条の4(支払用カード電磁的記録不正作出準備) 第163条の2第1項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、3年以下の懲役(拘禁刑)又は50万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。

2 不正に取得された第163条の2第1項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

3 第1項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。

第163条の5（未遂罪） 第163条の2及び前条第1項の罪の未遂は、罰する。

9 2001（平成13）年の刑法改正——支払用カード電磁的記録に関する罪

その後、金融機関内部のオンライン詐欺から進んで、インターネットを介したカード犯罪やネットバンキングを利用した財産侵害が増加しました。こうした事態に対処するべく、2001年には、「支払用カード電磁的記録に関する罪」が新設されました（平成13年法律第97号）。この罪は、上述した電磁的記録不正作出・供用罪と並んで、有価証券偽造罪の後に置かれていましたが、その本質は、各種の支払用カードを利用した利得行為であって、実際には、コンピュータ詐欺罪に近いものといえます。

法改正の理由としては、電磁的記録を不可欠の構成要素とする支払用カードが普及したため、いわゆるカード情報を不正に取得して他人名義のカードを偽造する事例が急増した結果、新たに偽造カードの所持や、カード情報の不正取得を処罰する必要が生じました（第151回国会・参議院法務委員会議録8号）。そこで、支払用カード電磁的記録の不正作出・供用・譲り渡し・貸し渡し・輸入・所持を処罰する一方（刑163条の2・163条の3）、不正作出の用に供する目的で、カード情報の取得・提供・保管する場合だけでなく、これらの目的で器械や原料を準備する行為も処罰しています（刑163条の4）。

10 その立法理由と保護法益

1987（昭和62）年の刑法一部改正では、私電磁的記録不正作出・供用罪（刑161条の2）が追加されたとはいえ、有価証券偽造罪よりも法定刑が軽いだけでなく、所持罪や輸入・交付罪の規定がありませんでした。そのため、偽造・変造のカードを大量に所持する場合や、スキミング行為があった場合についても、その犯人を逮捕できない状態でした（井上・後掲10頁、長瀬①・後掲38頁）。

また、電磁的記録を構成部分とする偽造カードは、反復・継続して使用される点で、法益侵害の危険性が高い反面（長瀬①・後掲39頁）、不正作出の電磁的記録であっても、真正なものと区別できないうえ、不正使用も発覚しにくいとされます（長瀬②・後掲47頁）。さらに、カード情報を取得する方法として、加盟店の信用照会端末に読み取り装置（スキマー）を設置するスキミングが一般的でしたが、スキマー内の情報が回収される前に犯人を検挙する必要がありました（刑163条の5）。

本罪の保護法益は、支払決済手段である支払用カードに対する社会的信頼とされます（第151回国会・参議院法務委員会議録8号）。しかし、支払用カードによる支払決済システムの安全かつ円滑な運用とみる反対説もあります（西田②・後掲1209号17頁）。反対説によれば、正規のカードでないホワイトカードも、同法の規制対象になるというのですが、電子取引の安全かつ円滑な運用だけが保護法益であるならば、カード形式の支払手段に限定する必要はないでしょう。実際、支払決済の場面では、人の手を介することが多いため、明らかに偽物と分かるカードは、適用対象から除外されることになります。

11 解釈学者の立法批判

当初、1987年の法改正をめぐるのは、知人から預かったキャッシュカードで現金を引き出した場合、その現金を領得すれば単純横領罪になるところ、自己名義の銀行口座に送金すれば、コンピュータ詐欺罪で重く処罰されてしまうと批判されました。また、金融機関の職員による不正融資や不良貸付が、その手段である入力行為を捉えて、コンピュータ詐欺罪になるのはおかしいという指摘もあります(西田①・後掲19頁、日本弁護士連合会刑法改正対策委員会・後掲150頁～151頁)。他方、これとは逆に、コンピュータ事業者からは、不十分な法改正であると批判されました(山本他・後掲161頁以下など)。

しかし、前者の場合、犯人が業務上横領罪でなく、単純横領罪にとどまるのは稀でしょう。また、後者の場合にも、窓口係員を介して現金を引き出したときは、通常の詐欺罪が成立すること、自己名義の口座に送金する場合にも、もし人を欺く行為があれば詐欺利得罪になるため、特段の不合理があるとはいえません。そもそも、不正融資や不良貸付の指示が、当然に「虚偽の情報(電磁的記録)」といえるかは疑問です。かりに正当な権限によらず、他の職員を欺いて送金したならば、むしろ、二項詐欺罪にあたるでしょう。

12 刑法改正の検証作業

もっとも、支払用カード電磁的記録に関する罪は、急いで立法化されたため、これをめぐる批判が少なくありません。たとえば、不正作出の準備段階であるカード情報の取得・保管罪については、最終的なカード詐欺からみて「予備の予備を処罰するもの」と非難されます(松宮・後掲45頁以下)。また、カード情報の取得が未遂に終わったとき、未遂減軽がありうるのに対して、スキマーの購入が独立罪で処罰されるのは(刑163条の4第3項)、不均衡ではないかとされます。

しかし、何をもって「不当な前倒し」というかが不明です。未遂減軽は「任意的」なものにすぎず、立法目的からして、スキマーの設置がカード情報の取得に直結する行為として、主たる処罰対象とされた点を忘れてはいけません(井上・後掲14頁)。また、立法担当者によれば、スキマーを所持しただけでは、不正作出の準備とはいえず、カード情報取得の準備行為にすぎないため(「準備行為のさらに準備行為」)、いまだ準備罪にはあたらないとされています(第151回国会・衆議院法務委員会議録21号)。

刑法

第168条の2(不正指令電磁的記録作成等) 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、3年以下の懲役(拘禁刑)又は50万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第1号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

第168条の3（不正指令電磁的記録取得等） 正当な理由がないのに、前条第1項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、2年以下の懲役（拘禁刑）又は30万円以下の罰金に処する。

13 2011（平成23）年の刑法一部改正——不正指令電磁的記録に関する罪

2011（平成23）年には、「不正指令電磁的記録に関する罪」が創設されました（平成23年法律第74号）。最近では、マルウェアやランサムウェアなどコンピュータウイルスを用いて、ネットワークに不正アクセスをした後、電子マネーや仮想通貨（暗号資産）をだまし取る事例が増加しています。そこで、こうした事態に対処するべく、同年6月24日の「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」により、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成・提供する行為等を処罰する規定が追加されたわけです。

国会の審議では、コンピュータウイルスの作成自体を処罰することに対して、早過ぎるという指摘もありました（第177回国会・衆議院法務委員会議録15号）。そもそも、具体的な被害がない作成段階から処罰する必要があるのか、また、これを犯罪化しなければ社会的信頼が低下する実態があるのかというのです（第177回国会・参議院法務委員会議録15号）。学説上も、不正指令電磁的記録に関する罪は、違法に取得したIDやパスワードによる不正アクセスの先行行為を規制するものであって、各種の財産罪や業務妨害罪の予備でも足りるという意見がありました（鎮目・後掲115頁）。

14 保護法益論と実際の適用例

しかし、こうした「前倒し的規制」の考え方では、業務妨害の目的がない場合を処罰できません。また、勝手にメールの送受信やデータの漏洩、強制終了を引き起こすコンピュータウイルスが除かれてしまいます。さらに、個人の家庭用パソコンが「業務」に含まれないという欠陥があります（山口・後掲17頁、第177回国会・衆議院法務委員会議録15号）。そもそも、デジタル社会の脅威となるネットワーク侵害を防止するためには、個人的法益に対する罪の予備として軽く処罰するだけでは足りないでしょう（鎮目＝西貝＝北條・後掲155頁など）。

立法担当者も、最終的には秘密情報や特定業務を保護するとしても、直接的には媒介するコンピュータシステムの安全性に係る信頼を損なう行為として、社会的法益に対する罪と位置づけています（北村・後掲8頁）。具体的な保護法益は、当該プログラムが使用者の意図に反するような動作をさせないという社会一般の信頼です（杉山＝吉田・後掲66頁、櫛・後掲20頁）。

なお、不正指令電磁的記録の罪に言及した判例として、音楽ファイル等に仮装した「イカタコウイルス」と呼ばれるものを、ファイル共有ソフトのネットワークを介して被害者のパソコンに受信・実行させた結果、ハードディスクのデータ読出し機能や書き込み機能を阻害した事件があります。裁判所は、ハードディスクの「損壊」を器物損壊罪（刑261条）で処罰しましたが、同ウイルスの作成は、施行前の不正指令電磁的記録作成罪（刑168条の2）にもあたりうると判示しました（東京地判平成23・7・20判タ1393号366頁）。

15 コンピュータ犯罪からハイテク犯罪、そしてサイバー犯罪へ

近年、個々の法益侵害に先行する準備段階から処罰する傾向は、ますます強まっています。入り口となるコンピュータウイルスの作成・提供が処罰される一方、不正アクセス禁止法が周縁的行為まで取り込んだように、詐欺や脅迫、名誉毀損や業務妨害などの前段階にあたるとしても、これらのサイバー犯罪は、犯人の匿名性や社会的影響の大きさなどから、深刻な被害に直結する重大な危険性をはらんでいます。インターネットが社会の隅々にまで行き渡った現在、ユビキタス社会の基盤として、刑法上も保護されるのは当然でしょう。

しかし、サイバー犯罪という言葉が定着したのは、わずか20年ほど前のことです。サイバー犯罪は、コンピュータ・ネットワークが構築する仮想空間の中で生じる違法行為を意味しますが、それ以前は、「ハイテク犯罪」とか、「ネットワーク犯罪」とか呼ばれていました。「ハイテク犯罪」とは、当時、ハイテク機器が普及したせいもあったでしょうが、高度な情報処理技術を利用した犯罪という意味です。さらに時代を遡れば、「コンピュータ犯罪」と呼ばれていました。

16 技術的セキュリティとサイバー犯罪対策

さて、刑事立法に際しては、犯行当時の状況とその後の変化も考慮しなければなりません。かつて三和銀行オンライン詐欺事件では、金融機関の「クローズド・ネットワーク」が悪用された事情もあって、内部者である銀行員による犯行が多発しました。しかし、現在のネットバンキングのように、広く国民一般に開かれた「オープン・ネットワーク」の場合、いわゆるハッカーなどの侵入を完全に防ぐことはできません。その意味では、次のステップに進むのを阻止することで、全体としてネットワーク犯罪を抑止する必要があります。

また、犯行の形態としても、オンライン詐欺や業務妨害にとどまらず、他人になりすます行為や、ネット上の誹謗中傷などに重点が移行しています。ネットワーク・セキュリティの脆弱性に加えて、IDやパスワードのずさんな管理や人為的ミスが不可避である以上、安心・安全な情報環境を構築するためには、技術的なファイアーウォール（防御壁）だけでは足りないでしょう。通信の秘密を絶対視する人々は、立法目的とはズレた事例を引き合いに出して、法改正を批判していますが、およそ適切な検証とはいえません。

17 残された課題と展望——IT技術の進展と刑法の改正

他方、コンピュータ犯罪からハイテク犯罪、そしてサイバー犯罪を禁圧する刑事立法をめぐることは、情報処理技術の発展を阻害する恐れがあり、新しい技術やアイデアの開発を萎縮させたり、自由な情報流通を妨げたりしないように配慮する必要があります（鎮目・後掲110頁）。たとえば、テクノロジーの発達を見越して広く法の網をかけることは、社会の発展を阻害する要因にもなりかねません。一部の学者がいう「情報財」などの漠然とした概念による法規制は、およそ罪刑法定主義にも反するでしょう。

もっとも、IT技術の進化が急速かつ広範であることに加えて、サイバー犯罪がもたらす社会の脅威に鑑みれば、科学技術の進展に応じた迅速な対応が求められます。サイバー犯罪は、匿名性や伝搬

性が高いだけでなく、同種の行為が模倣・拡散されやすいからです（犯罪のマスプロ化現象）。声高に「表現の自由」や「思想の自由」を唱えて法規制に反対するのは、およそ法規制のない「無法地帯」を容認することにもなりかねません。いかにコンピュータ技術者であっても、悪意のあるソフトウェアを提供すべきでない以上、問題となるのは、善意の開発者と悪意のある犯罪者を、どのように区別するかです。

コラム コンピュータ犯罪対策の「後進国」

コンピュータ犯罪研究の草分け的存在であるドン・B・パーカーは、アメリカ合衆国でコンピュータ犯罪対策の契機となった重大事件を列举するとともに、当時の連邦法や各州法の状況に言及しています。また、コンピュータ犯罪対策の後進国とされる日本の著名事件として、三和銀行オンライン詐欺事件を挙げていました（ドン・B・パーカー（鶴沢昌和監訳）・コンピュータ犯罪研究総論（1984年、秀潤社）375頁）。

18 「実行の用に供する目的」による限定

さて、ニセの通貨や文書を作ること自体、その社会的信用を損なう恐れがありますが、各種の偽造罪では、行使の目的がある場合に限定されています（目的犯）。しかし、コンピュータプログラムを、通貨や文書と同列に論じることではできません。サイバー犯罪の領域では、従来の法概念と一対一で対応しないからです。たとえば、新たな法律では、研究・開発中に生じるバグなどが排除されておらず、研究者を萎縮させる可能性もあります。法文中の「人の電子計算機における実行の用に供する目的」という限定では、なお規制の対象が絞り込まれていません。

国会の審議では、いかなる技術や道具であっても、利用者によって犯罪の手段となりうる以上、行為者の目的によって区別する場合、最終目標となる詐欺や脅迫などと関連づけることで、初めて「不正な」ウイルス作成になると説明されました（第177回国会・参議院法務委員会議録16号）。すなわち、立法担当者によれば、単に「電子計算機における実行の用に供する目的」というだけでなく、「不正な指令を与える電磁的記録であることを認識、認容しつつ、電子計算機の利用者にはこれを実行しようとする意思がないのに実行され得る状態に置く」目的が要求されるのです（第177回国会・参議院法務委員会議録17号）。

19 ウィニー事件

しかし、こうした目的要件だけでは、なお成立範囲が明確になったとはいえません。それでは、法文の解釈により限定できるでしょうか。これを考える際に参考となるのが、ウィニー事件とコインハイプ事件の最高裁判例です。

ウィニー事件とは、ファイル交換ソフトであるウィニー（Winny）を開発した被告人が、同ソフトを自分のウェブサイト公表したところ、これをダウンロードした別人が著作権侵害を犯したため、その幫助犯として起訴されたものです（著作権法2条1項9号の5参照）。最高裁は、無償で開発中のソフトを公開して利用者の意見を聴取することが少なくない以上、幫助者は不正利用の一般的可能性

を超えて、具体的な著作権侵害の状況を認識・認容しなければならず、本件では、そうした認識・認容がなかったと判断しました（最決平成23・12・19刑集65巻9号1380頁）。

20 コインハイブ事件

また、コインハイブ事件では、犯人自らが運営するウェブサイトの閲覧者に対し、仮想通貨（暗号資産）の取引履歴に係る承認作業（マイニング）をさせる目的で、当該プログラムコードをサーバーコンピュータ上に保管して、閲覧者のパソコンにこれを取得させる行為が問題となりました。最高裁によれば、不正指令電磁的記録に関する罪は、一般の利用者からみた反意図性とともに、社会的に許容されない不正なプログラムでなければならず、本件では、パソコンに及ぼす影響が乏しいとして、不正指令電磁的記録保管罪の成立を否定しました（最判令和4・1・20刑集76巻1号1頁）。

いずれも、客観的な構成要件には該当していますが、実質的な故意が欠けるとしたほか、「社会的に許容し得る」として犯罪の成立を否定しています（佐久間＝橋本＝上嶋・後掲448～449頁）。

参考文献

- (1) 吉岡孝「三和銀行オンライン詐欺事件—法廷でゆれる女心」判例タイムズ474号（1982年）53頁以下、米澤慶治「刑法等の一部改正法の論点」判例タイムズ642号（1987年）56頁以下、金澤敏夫「刑法等の一部を改正する法律」法令解説資料総覧67号（1987年）6頁以下、西田典之①「コンピュータの不正操作と財産犯—改正案246条の2の検討」ジュリスト885号（1987年）16頁以下、的場純男「電子計算機使用詐欺罪」米澤慶治編・刑法等一部改正法の解説（1988年、立花書房）112頁以下、大谷實「コンピュータ関連犯罪と刑法の一部改正（下）」判例タイムズ651号（1988年）28頁以下、河村博「コンピュータ犯罪」平野龍一編・注解特別刑法補巻（1）I（1990年、青林書院）41頁以下、日本弁護士連合会刑法改正対策委員会・コンピュータ犯罪と現代刑法（1990年、三省堂）149頁以下、山本隆雄他・コンピュータ・ウイルス（1993年、講談社）161頁以下、北村博文「ネットワーク・セキュリティの確保—不正アクセス行為の禁止等に関する法律」時の法令1609号（2000年）6頁以下、不正アクセス対策法制研究会編著①・逐条不正アクセス行為の禁止等に関する法律（2000年、立花書房）1頁以下、長瀬敬昭①「刑法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧238号（2001年）37頁以下、長瀬敬昭②「クレジットカードなどの支払用カードの偽造犯罪に対する処罰規定を整備」時の法令1656号（2001年）45頁以下、井上宏「刑法の一部を改正する法律」ジュリスト1209号（2001年）10頁以下、西田典之②「カード犯罪と刑法改正」ジュリスト1209号16頁以下、佐々木和夫「情報倫理とコンピュータ犯罪」梅本吉彦編著・情報社会と情報倫理（2002年、丸善）127頁以下、北村篤「ハイテク犯罪に対処するための刑事法の整備に関する要綱（骨子）」ジュリスト1257号（2003年）6頁以下、山口厚「サイバー犯罪に対する実体法的対応」ジュリスト1257号（2003年）15頁以下、岡田好史・サイバー犯罪とその刑事法的規制（2004年、専修大学出版局）97頁以下、今井猛嘉「ネットワーク犯罪」法学教室303号（2005年）49頁以下、佐久間修「サイバー犯罪と法」ジュリスト1414号（2011年）132頁以下、柳清隆「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」法令解説資料総覧365号（2012年）18頁以下、蔵原智行「フィッシング行為、ID・パスワードの不正取得等の禁止・処罰等—不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律」時の法令1909号（2012年）4頁以下、杉山徳明＝吉田雅之『『情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律』について（上）』法曹時報64巻4号（2012年）1頁以下、不正アクセス対策法制研究会編著②・逐条不正アクセス行為の禁止等に関する法律（第2版、2012年、立花書房）1頁以下、25頁、渡邊卓也「不正アクセス罪に

おける『不正アクセス行為』の意義」曾根威彦先生＝田口守一先生古稀祝賀論文集（下）（2014年，成文堂）251頁以下，松宮孝明「電子犯罪関係〈現代刑法改正の検証〉」法学セミナー 772号（2015年）44頁以下，鎮目征樹「サイバー犯罪」法学教室 459号（2018年）109頁以下，安富潔「情報化社会における刑事立法の役割—コンピュータ犯罪からサイバー犯罪へ—」慶應法学 42号（2019年）379頁以下，鎮目征樹＝西貝吉晃＝北條孝佳・情報刑法 I（2022年，弘文堂）148頁以下，佐久間修＝橋本正博＝上嶋一高・刑法基本講義総論・各論〔第3版補訂版〕（2023年，有斐閣）448頁以下，上野幸彦「コインハイブ事件と不正指令電磁的記録に関する罪」日本法学 88巻3号（2023年）121頁以下など。

(2) 朝日新聞1982年6月16日朝刊，1988年11月13日朝刊，朝日新聞2023年11月2日朝刊，朝日新聞2023年11月16日朝刊，朝日新聞2024年7月10日朝刊（いずれも朝日新聞クロスサーチによる），読売新聞2020年9月5日朝刊，読売新聞2024年5月29日朝刊，読売新聞2024年7月10日朝刊など。

(3) 第108回国会・衆議院法務委員会議録4号・昭和62年5月22日，第108回国会・参議院法務委員会議録3号・昭和62年5月26日，第151回国会・参議院法務委員会議録8号・平成13年5月29日，第151回国会・衆議院法務委員会議録21号・平成13年6月22日，第177回国会・衆議院法務委員会議録15号・平成23年5月31日，第177回国会・参議院法務委員会議録15号・平成23年6月9日，第177回国会・参議院法務委員会議録16号・平成23年6月14日，第177回国会・参議院法務委員会議録17号・平成23年6月16日など。

ファイル12（第12章） グリコ・森永事件（かい人21面相事件）——流通食品毒物混入等防止法の制定

農薬入り飲料無差別殺人事件，青酸コーラ無差別殺人事件，青酸チョコレート事件など。

1 事件①——社長拉致事件による幕開け

グリコ・森永事件とは，1984（昭和59）年から1985（昭和60）年にかけて，兵庫県で発生した社長誘拐事件と，その後に続いた連続企業恐喝事件を総称する名称です。犯人グループが「かい人21面相」と名乗ったため，かい人21面相事件とも呼ばれています。この事件の発端は，1984年3月18日の夜，兵庫県・西宮市にある江崎グリコ（当時）の社長宅に男2人が押し入って，入浴中の同社社長Eを連れ去ったことでした。当初は犯人の目的が分からず，警察内でいずれの部署が担当するべきかも不明でした。しかし，翌3月19日には，「現金10億円と金塊100キログラムを用意しろ」というタイプライターで書かれた脅迫文が届きました。

犯人の要求が，あまりにも多額の現金と大量の金塊であり，一度に持ち運ぶのも難しいことから，これを聞いた捜査陣の中には「ふざけているのか」と思った人もいたそうです。その後，3月21日にはEが監禁中の倉庫から自力で脱出し，大阪府・茨木市の警察に保護されました。しかし，犯人側からは，重ねて6000万円を要求する連絡があったり，江崎グリコの本社工場や関連会社が放火されたりしたほか，5月10日には，在阪の4新聞社に対して，同社の製品に「せいさんソーダを入れた」とする挑戦状が届きました（NHKスペシャル取材班・後掲31頁以下など参照）。

2 事件②——連続する企業恐喝

これらの度重なる脅迫や金銭の要求があった後、江崎グリコに対する恐喝事件は、犯人側の一方的な終結宣言により収束しました。しかし、1984年6月以降は、丸大食品や森永製菓、ハウス食品や不二家、駿河屋などに対して、同様な手口の恐喝事件が続くようになりました。高島屋や阪急、丸大などの百貨店にも脅迫状が届いています。ターゲットになった企業だけでなく、放送局や新聞社などのマスメディアにも、それぞれの製品に青酸ソーダを混入した旨の挑戦状が届くなど、わが国で最初の「劇場型犯罪」とされています。

しかも、同年10月7日には、大阪、兵庫、京都のスーパーで「どくいり きけん」のタイプ打ちシールの付いた森永製菓の菓子5個が発見されました。10月8日にも、同じく在阪の5新聞社などに対して、「毒入り製品20個を東京・博多間に置いた。10日後には毒入り表示なしの毒入り30個を全国の店にばらまく」という内容の脅迫状が届いています。実際、10月7日～13日と1985（昭和60）年の2月12日～13日には、「どくいり きけん たべたら しめで かい人21面相」という紙を貼った青酸入りチョコレートが各地で見つかりました。

その中には、江崎グリコ、森永製菓、不二家の菓子類だけでなく、それまで標的とされなかった明治製菓やロッテのチョコレートもありました。こうした青酸入り菓子による死傷事例はなかったものの、全国のスーパーや百貨店の店頭から被害会社の製品が撤去されるなど、日本全体を巻き込んだ騒ぎとなりました。なお、本事件の詳細と捜査の推移をまとめた資料として、NHKによる「グリコ・森永事件／事件年表」があります。

3 当時の適用法令について

こうしたグリコ・森永事件に適用できる罰条としては、社長Eの拉致に関して身代金目的拐取罪（刑225条の2）の規定があります（ファイル5参照）。また、多数の企業恐喝事件については、恐喝罪（刑249条）や偽計または威力業務妨害罪（刑233・234条）の適用が考えられます。そのほか、犯人の狙いは株価操作であったという説もあり、これによれば、旧証券取引法（現・金融商品取引法）違反も問題となります。なお、青酸入りの菓子をばらまく行為については、当初、捜査当局は、殺人未遂罪による立件を目指していました。しかし、スーパーマーケットなどで見つかった商品には「どくいり きけん たべたら しめで」と書いた紙が貼られており、実際にシアン化ナトリウムが混入されていても、殺人未遂罪にならないという意見もあって、それ以降は、別罪の容疑により捜査が進められました。

さて、その後の顛末として、身の代金の受渡し場所で「キツネ目の男」を取り逃がしたり、不審なライトバンを見失ったりするなど、警察内部での連絡ミスや「縄張り意識」などから、結局、犯人を逮捕できませんでした（NHKスペシャル取材班・後掲59頁以下）。また、防犯カメラに写った不審者の映像や脅迫電話の声を公開する一方、大量の警察官を動員したものの、いずれも迷宮入りになっています。1994（平成6）年には、社長誘拐事件の公訴時効が成立、2000（平成12）年には、東京・愛知などで青酸入りの菓子をばらまいた殺人未遂事件の公訴時効も成立したため、すべての事件で未解決となりました。

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

第1条（目的） この法律は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穏と安定に資することを目的とする。

第2条（定義） この法律において「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。次項において「医薬品医療機器等法」という。）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。

2 この法律において「毒物」とは、次に掲げる物をいう。

一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第一及び第二に掲げる物（医薬品医療機器等法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）

二 医薬品医療機器等法第44条第1項又は第2項の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品

三 前2号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前2号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの

第9条（罰則） 次の各号の一に該当する者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 流通食品に、毒物を混入し、添加し、又は塗布した者

二 毒物が混入され、添加され、又は塗布された飲食物を流通食品と混在させた者

2 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は1年以上の懲役に処する。

3 第1項の罪の未遂罪は、罰する。

4 前3項の罪に当たる行為が刑法（明治40年法律第45号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

5 第1項又は第3項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕する。

4 成立した法律——流通食品毒物混入等防止法

食品メーカーに対する企業恐喝では、法律の不備も指摘されたため、1987（昭和62）年9月26日、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」が制定されました（昭和62年法律第103号）。「流通食品毒物混入等防止法」とか、「グリコ法」または「森永法」と略称されています。従来の法律では、毒物の混入それ自体を処罰する罰則がなく、かりに傷害の故意で毒物を混入しても、死傷結果が発生しなければ、暴行以外に傷害未遂の規定がないため、およそ犯人を処罰できません。また、偽計業務妨害罪では、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金にとどまるため、一般消費者を恐怖に陥れて、大きな社会不安を招いた行為に対しては、あまりに軽過ぎるといえます（第109回国会・衆議院農林水産委員会議事録8号参照）。

この特別措置法では、広く公衆に販売される飲食物（流通食品）への毒物混入を防止するべく、毒物及び劇物取締法の「毒劇物」に限らず、当時の薬事法（現在の医薬品医療機器等法）による指定医薬品のほか、それらに類似する危険物質も適用対象にしています（同法2条2項）。そのうえで、これらの危険物質を流通食品に混入・添加・塗布したり、すでに混入・添加・塗布した飲食物を現に流通する食品に混在させたりした者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金で処罰するとともに、実際に人を死傷させた場合、無期又は1年以上の懲役に処罰しています。ただし、憲法39条の遡及

禁止により、グリコ・森永事件には適用できません。

5 保護法益と適用範囲

流通食品毒物混入等防止法では、国民の生命・身体に対する危害の発生を防止して、国民生活の平穏と安定に資することが目的となっています（同法1条）。その保護法益は、消費者の生命・身体の安全であるとともに、流通食品の安全性に対する公衆の信頼とされます（第109回国会・衆議院農林水産委員会議事録8号）。しかし、「流通食品」に対する混入等に限定されるため、公衆に提供するべく店頭で販売する場合でなければなりません。もちろん、飲食店で提供される場合も含みますが、路上に放置する場合には、流通に置いたとはいえず、本法律の適用対象外とされます（堀口・後掲45頁、安西・後掲43の2頁）。また、毒物を混入した飲食物を食品売り場以外に置いて、「混在させた」とはいえないとされます（堀口・後掲47頁、安西・後掲43の5頁）。

それでは、自動販売機の中にある缶ジュースはどうなるのでしょうか。露店や自動販売機で提供する場合が、通常の店舗で販売する場合と異なる処理になるとしたら、「国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止」する見地からは疑問があります。また、これから完成品となる原材料には、適用されないのでしょうか。さらに、消費者が購入後に自宅で保管する場合も、除外されてしまうのでしょうか。消費者の生命・身体に対する危険を処罰根拠とする限り、自動販売機から取り出した毒入り食品で死亡した場合にも、この法律を適用する必要がある、いたずらに適用範囲を絞り込むことは、合目的ではありません。

6 公衆を人質にとった恐喝

今回の特別立法をめぐるのは、「刑罰万能主義のもとに刑罰（重罰）の威嚇力によって犯罪を防止しようというもの」であり、「警察への通報・協力も法的に義務付けており、警察の権限を著しく拡大する」という反対論がありました。しかし、その後も、グリコ・森永事件を模倣した事件が相次いでおり、1984年には51件、1985年には101件、1986年には222件が報告されています。また、その手口も、巧妙化かつ悪質化しています（第109回国会・衆議院農林水産委員会議事録8号参照）。上述した反対論は、こうした実情を顧みない「極めて幼稚な」意見にすぎません。たまたま死傷者が出なかったからといって、不特定多数の人間が死亡する危険性を無視しています。

そもそも、こうした企業恐喝は、一般の消費者を人質にとった卑劣な犯行です。特に子供が好む菓子類を標的にしており、「どくいりきけん」の意味が分からない幼児が食べて死亡するなど、まさしく無差別殺傷事件に発展する恐れがあります。その意味では、たとえ注意書きがあっても、十分に殺人未遂罪が成立しうるでしょう。また、恐喝の対象となった企業は、製品の安全性が確認されるまで市場から排除されるなど、莫大な損失を被っています。もちろん、グリコ・森永事件以降、ほとんどの食品メーカーは、フィルム包装など、開封後は元に戻らない工夫を凝らしましたが、単価の安い食品包装に過大なコストをかけることもできません。

7 流通食品毒物混入等防止法の問題点

ただし、今回の特別措置法にも幾つかの問題があります。第1に、公衆の生命・身体に対する危険犯にとどめた点で、グリコ・森永事件が「公衆を人質にとった」恐喝である事実を考慮していません。第2に、毒物及び劇物取締法でいう毒物は、通常「人に摂取・吸収されまたは外用された場合に、その生理機能に障害を与えるか、生命を奪い、または健康に著しい障害を与える」物質に限られるため（安西・後掲18頁以下）、それ以外の細菌類やウイルス、さらに放射性物質などの「バイオテロ」に対応できません。

もちろん、流通食品毒物混入等防止法が、グリコ・森永事件を契機とした特別措置法であって、想定される適用対象が限られるのはやむをえないでしょう。しかし、後述する自動販売機の事例では、被害者が死亡したにもかかわらず、流通食品でないとして適用されない可能性があります。また、特別措置法という形式も、改めて検証する必要があります。現在、50近くの特別措置法がありますが、狭義の特別刑法にあたるのは、流通食品毒物混入等防止法だけです。ちなみに、旧有毒飲食物等取締令を受け継いだ食品衛生法（昭和22年法律第233号）は、細菌類やウイルスに汚染された有毒食品の販売等を規制しますが、流通食品毒物混入等防止法のような、直接に公衆を殺傷する目的がある場合を想定していません。

8 その後の推移と法律の抑止効果

その後も、食品メーカーに対する恐喝では、多くの模倣犯が発生したものの、1987（昭和62）年頃には大幅に減少しました。たとえば、1986年には222件であった企業恐喝は、特別措置法が制定された後の翌1988年には、わずか25件まで減少しています（1991年3月19日付朝日新聞夕刊による）。ただし、それが法律の抑止効果といえるかは不明であって、むしろ、異物混入を防止するフィルム包装が一般化した点に加えて、店舗内の防犯カメラが普及した結果、毒物入り商品とすりかえるのが難しくなったという事情もあるでしょう。もちろん、被害企業が犯人の脅しに屈することなく、消費者の安全を優先して商品を撤去するなど、事業者の迅速かつ真摯な対応が、同種の犯行予防に貢献したとも考えられます。

そのほか、いずれも犯人不明のため検挙されなかったものの、流通食品に毒物を混入する事例が続いています。1985年には、自動販売機でドリンク剤を買ったトラック運転手が自販機の上の（農薬「パラコート」入りの）ドリンク剤を飲んで死亡しました。また、同じく自販機内の農薬入り飲料による無差別殺人事件が続発しており、近年でも、スーパーマーケット内の紙パック飲料やペットボトルの中に、殺虫剤や漂白剤が混入されていたケースがありました（2008年4月9日付朝日新聞朝刊など）。その意味では、「刑罰を重くすれば犯罪がなくなるという発想」は短絡的であるとしても、「実際には一度も適用されない」などとした反対論が（1985年3月3日付朝日新聞朝刊など参照）、いかに楽観的なものであったかが分かるでしょう。

9 毒物混入事例の過去・現在・未来

かつて1962（昭和37）年にも、栃木県で農薬入りのジュースを飲んで3名の子供が死亡したり（宇

都宮毒入りジュース事件)、1977(昭和52)年には、東京都品川区で電話ボックス内のコーラを飲んで2名が死亡したり(青酸コーラ無差別殺人事件)、東京駅構内で発見されたショッピング袋内のチョコレート40箱を調べたところ、致死量に達する青酸ナトリウムが検出された例もあります(青酸チョコレート事件)。いずれも、詳細については、内閣府食品安全委員会・平成15年度食品安全確保総合調査「国内で発生した事故・事例等を対象とした食品の安全に係る情報の収集と提供に関する調査報告書(『和歌山毒物混入カレー事件』調査分)」(平成16年3月)の資料9をご覧ください。

さらに、1995(平成7)年には、「地下鉄サリン事件」が発生しました。1998(平成10)年には、和歌山市でヒ素混入カレー事件があったほか、全国各地で30件以上の毒劇物の使用事例が発生しています。しかも、同年8月には、長野県で冷蔵庫内の缶入り烏龍茶を飲んだ人が死亡しており、その後、被害者が日頃買物をしているスーパー内で青酸化合物入りの烏龍茶が発見され、被害者の妻が保管していた飲み残しの缶からも青酸化合物が検出されるなど、毒物を混入した飲料が相次いで見つかりました。ところが、こうした模倣犯では、犯人を特定できないケースが多いため、流通食品毒物混入等防止法を適用できていないのが実情です。

10 残された課題と今後の展望——規制評価として

グリコ・森永事件では、たまたま毒物混入による死傷者が出なかったため、一部には「面白い事件だった」という寸評があったり、警察の失態を嘲笑したりする連中も少なくありません。しかし、犯人らの巧妙な情報操作やマスコミの過剰な報道によって、警察の捜査活動が攪(かく)乱されたことに加えて、この種の犯行が一般消費者を人質にする卑劣な犯行であり、社会全体が犯人の謀略に踊らされたことを直視するべきでしょう。今日のような情報化社会では、いわゆるアテンションエコノミーに便乗して、こうした劇場型犯罪が横行する可能性もあります。

また、近年の企業恐喝事件では、ランサムウェアなどを使ったサイバー犯罪に象徴されるように、匿名性の高いネット空間を利用したものが多くなっています。しかし、現実の社会では、流通食品毒物混入等防止法が、企業恐喝により社会全体が脅威にさらされる実態を明らかにした意義は大きいといえます。なるほど、この法案を審議する過程では、既存の罰則でも対処できるとか、刑罰が重すぎるなどと批判されましたが、個別的な脅迫や恐喝のケースを引き合いに出すのは、こうした劇場型犯罪にふさわしくありません。しかも、無差別殺傷事件に発展する危険性を考慮するならば、あまりに不見識ではないでしょうか。

参考文献

- (1) 堀口均「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」法令解説資料総覧73号(1988年)44頁以下、礒川全次著・戦後ニッポン犯罪史(SERIES:事件と犯罪を読む)(2014年、批評社)246頁以下、犯罪事件研究倶楽部・日本凶悪犯罪大全217(2019年、文庫ぎんが堂)363頁(グリコ・森永事件)、346頁(青酸コーラ無差別殺人事件)、警視庁が選んだ大事件ランキング100(別冊宝島2210号、2014年)38～39頁、内閣府食品安全委員会・平成15年度食品安全確保総合調査「国内で発生した事故・事例等を対象とした食品の安全に係

る情報の収集と提供に関する調査報告書（『和歌山毒物混入カレー事件』調査分）（2004年3月，ぎょうせい），NHK スペシャル取材班・未解決事件—グリコ・森永事件—捜査員300人の証言（2018年，新潮文庫），安西温・特別刑法3（1993年，警察時報社）43の2頁以下，ドリヤス工場・昭和怪事件案内（2024年，文藝春秋）225頁以下など。

- (2) 「グリコ・森永事件◆昭和史再訪」朝日新聞2009年11月14日夕刊6頁，「昭和時代 第5部 1980年代」朝日新聞2015年11月28日朝刊。そのほか，朝日新聞1984年10月8日夕刊，同1985年2月13日朝刊・夕刊，同1985年2月20日夕刊，同1985年3月3日朝刊，同1985年6月15日朝刊，同1987年9月16日朝刊，同1990年3月16日朝刊，同1991年3月19日朝刊・夕刊，同1994年2月21日朝刊など（いずれも朝日新聞クロスサーチによる）。

特に便乗犯や模倣犯について，朝日新聞1984年7月13日朝刊，同1984年8月3日夕刊，同1984年9月20日朝刊，同1984年9月21日朝刊，同1984年10月5日朝刊，同1985年1月14日夕刊，同1985年1月16日夕刊，同1985年3月20日朝刊，同1985年4月3日夕刊，同1985年5月14日朝刊，同1986年1月1日朝刊，同1986年1月27日朝刊，同1986年2月19日朝刊，同1986年3月15日夕刊，同1986年3月31日朝刊，同1986年3月27日夕刊，同1986年8月26日朝刊，同1986年9月12日朝刊，同1986年11月20日夕刊，同1990年3月17日朝刊，同1991年3月14日夕刊，同2008年4月9日朝刊など多数が報道されている（いずれも朝日新聞クロスサーチによる）。

- (3) 第109回国会・衆議院農林水産委員会議事録8号・昭和62年9月2日など。

ファイル13（第13章） 地下鉄サリン事件（オウム真理教事件）——サリン防止法，団体規制法の制定

松本サリン事件，弁護士一家殺人事件，脱会支援者VX殺人未遂事件，公証役場事務長逮捕監禁致死事件など。

1 オウム真理教事件

日本の犯罪史上，最大にして最悪の事件といわれるのが，オウム真理教事件です。オウム真理教は，超能力者を自称する教祖A（本名M）がつくったカルト宗教団体でしたが，信者に高額な寄付を要求したり，Aへの絶対服従を強いたりするほか，1988（昭和63）年頃から，脱会や逃走を図った信者を拘束・殺害したり，信者の家族を拉致・監禁したりする行為を繰り返していました。

すでに信者の親などで構成される被害者の会が，司法・行政・警察に救済を求めていましたが，信教の自由や集会・結社の自由という厄介な問題もあって，なかなか捜査が進みませんでした。そうした状況に乗じて，1989（昭和64）年11月には，教団の敵対者とみなしたS弁護士やその家族を殺害するだけでなく，1990（平成2）年の衆議院議員総選挙でオウム真理教の立候補者が惨敗したため，ますます，社会一般を敵視する傾向を強めました。最終的には，毒ガスや武器の製造に着手したうえ，松本サリン事件や地下鉄サリン事件などの凶悪事件を引き起こしています。

2 地下鉄サリン事件——立法事実として

一連のオウム真理教事件には，現在も未解明の部分が残っていますが，毒ガステロにより日本国民

を恐怖に陥れて、世界全体を驚愕させたのは、地下鉄サリン事件でした。1995（平成7）年3月20日、東京の地下鉄車内で神経ガスのサリンを散布して、その乗客や乗務員だけでなく、被害者の救助にあたった人々も含め、死者13人（裁判所によれば12人）、負傷者6千人以上という国内最悪の無差別殺傷事件を引き起こしました。

この事件では、教祖Aを含む教団の幹部が、東京・霞ヶ関周辺の営団地下鉄（現・東京メトロ）日比谷線、丸の内線、千代田線を狙って、特に通勤時間帯に車内や駅構内でサリンを撒いた結果、上記のような大惨事になっています。多数の利用者が呼吸困難を起こして病院に搬送される中、搬送先の医療関係者や自衛隊・警察の迅速かつ果断な救命活動がなければ、死者が何千人にもなった可能性もありました（佐々・後掲200～203頁）。地下鉄サリン事件は、大都市圏で化学兵器を使用した世界で初めてのケースであり、「安心・安全な日本」で起きた宗教テロとして、世界中に大きな衝撃を与えました。

3 宗教テロの背景と警察の対応

さて、地下鉄サリン事件には、伏線がありました。各種のマスメディアや裁判記録によれば、オウム真理教の幹部たちは、教団に対する警察の捜査が進んでいたため、これを攪（かく）乱する意図で、前代未聞のテロ行為を敢行したとされます。当時、教団による拉致や殺害事件の追及が本格化する中で、かなり焦りを覚えたのかかもしれません。また、地下鉄サリン事件に先だって、1994（平成6）年6月27日に発生した松本サリン事件も、教団をめぐる民事裁判の進行を遅らせるため、長野地裁松本支部の裁判官官舎を狙ってサリンを散布したものでした。その結果、巻き添えになった住民12人（裁判では6人）が死亡したほか、約140人がサリン中毒症になりました。

こうした無差別テロ事件をきっかけとして、各種の行政機関は、オウム真理教の実態を明らかにするべく、本格的に取り組むようになりました。折しも、1995（平成7）年3月30日には、K警察庁長官（当時）が何者かに狙撃される事件も発生しており、警察当局も、その威信を懸けて捜査しました。そして、同年5月16日には、長野県の教団施設「サティアン」に潜んでいた教祖のAを逮捕するにいたりました。結局のところ、地下鉄サリン事件の動機は、教団に対する捜査の目をそらすためであり、教団幹部の暴走が引き金になったとされます。しかし、それ以前の段階で阻止できなかったことは、今後の教訓として長く記憶にとどめねばなりません。

サリン等による人身被害の防止に関する法律

第1条（目的） この法律は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もってサリン等による人の生命及び身体への被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

第2条（定義） この法律において「サリン等」とは、サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及び次の各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいう。

- 一 サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有すること。
- 二 その原材料、製法、発散させる方法、発散したときの性状その他その物質の特性を勘案して人を殺傷す

る目的に供されるおそれ並びに発散した場合の人の生命及び身体に対する危害の程度が大きいと認められること。

三 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して人の生命及び身体の保護並びに公共の安全の確保を図るためにその物質についてこの法律の規定により規制等を行う必要性が高いと認められること。

第3条（製造等の禁止） 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、サリン等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが試験又は研究のため製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けるとき。…（省略）…

第5条（罰則） サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は2年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第1項の罪を犯す目的でその予備をした者は、5年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第6条 第3条の規定に違反した者は、7年以下の懲役に処する。

2 前条第1項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、10年以下の懲役に処する。ただし、同条第1項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

4 製造又は輸入に係る第1項又は第2項の罪を犯す目的でその予備をした者は、3年以下の懲役に処する。

4 新たに成立した法律①——サリン防止法

松本サリン事件や地下鉄サリン事件を契機として、1995（平成7）年4月21日、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、いわゆるサリン防止法（略称）が制定されました（平成7年法律第78号）。この法律ができる以前は、毒ガスであるサリンの製造・所持を直接に取り締まる法律がありませんでした。「サリン」とは、有機リン系の揮発性の高い化学物質であって、人の神経末端の酵素に働きかけてその機能を失わせることで、呼吸困難による窒息死をもたらします。少量でも極めて高い殺傷力を有する反面、農薬を生産する程度の工場設備であれば、比較的容易に製造可能とされています。

この種の化学物質は、同じく1995年にできた「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（＝化学兵器禁止法）」でも規制されますが（平成7年法律第65号）、これらの毒性物質を充てんしたロケット弾や砲弾などが規制対象となっており（同法2条2項）、サリン自体の発散・製造・所持を直接の対象としていません。また、同法の立法目的も、日本国内の公共の安全確保でなく、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」を実施する国内法として、その流通規制を担保する行政罰があるにとどまり、サリンの製造等の予備や幫助に係る罰則もありませんでした（第132回国会・衆議院法務委員会議録5号、第132回国会・衆議院地方行政委員会議録14号、露木・後掲47～48頁など）。

5 化学兵器禁止法と毒物及び劇物取締法

したがって、地下鉄サリン事件のように、サリン入りのビニール袋を傘の先で突いて流出させる方法では、毒性物質を使用して（または「発散」させて）公共の危険を生じさせても、化学兵器禁止法の「特定物質無許可製造・使用罪」にしかならず（同法43条1号・3号）、その法定刑も、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金にすぎません。これに対して、サリン防止法のサリン等発散罪では（同法5条1項）、無期又は2年以上の懲役となります。

また、広い意味の毒性物質については、「毒物及び劇物取締法」があるとはいえ（昭和25年法律第303号）、保健衛生上の見地から有害物質の適正な管理を目指した法律にすぎず、サリン防止法のように、人の殺傷以外に用途のない物質を規制対象としていません。結局、オウム真理教事件では、サリン生成用化学プラントの建設等を捉えて、殺人予備罪（刑201条）とする一方、松本サリン事件や地下鉄サリン事件でも、殺人罪（刑199条）や殺人未遂罪（刑203条）を適用するほかありませんでした（東京高判平成10・6・4判時1650号155頁、東京高判平成16・7・28LEX/DBなど）。

6 サリン防止法の意義と限界

上述したサリン防止法では、サリン等発散罪（同法5条）のほか、サリン等の製造・輸入・所持・譲り渡し・譲り受け罪（同法3条・6条）に加えて、その予備や幫助も処罰しています（同法5条・6条）。また、サリン以外の化学物質であっても、サリンに匹敵する強い毒性がある物質や（同法2条1号）、その原材料・製法・発散方法とその性状などから、人を殺傷する目的に供される恐れがあり、発散時に人の生命・身体に危害を及ぼす程度が大いなもの（同法2条2号）、さらに、犯罪の状況などから、人の生命・身体の保護や公共の安全確保のために規制する必要性が高いものを政令で定めています（同法2条3号）。

実際、オウム真理教事件では、ソマンガスやタブンガス、VXガスやイペリットガスも製造・使用されましたが、いずれの化学物質も、本法の適用対象となります。詳しくは、「サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令（平成7年政令第317号）」を参照してください。ただし、サリン防止法では、細菌兵器やウイルス兵器を用いた生物化学テロには対応しておらず、オウム真理教が培養していたボツリヌス菌などは規制の対象となりません。なお、1999（平成11）年の第146回国会では、法律の目的（1条）や定義規定（2条）などを修正した「サリン等による人身被害の防止等に関する法律」が提案されましたが、審議未了となっています。

7 教団幹部に対する刑事裁判

本件をめぐる刑事裁判では、1999年9月以降、犯行に関与した教団幹部に対して、順次、死刑または無期懲役とする有罪判決が出されました（東京地判平成11・9・30判タ1029号138頁、最判平成19・7・20裁判集刑事292号121頁、最判平成21・11・6裁判集刑事298号1頁、東京地判平成27・4・30判時2270号131頁など）。教祖のAに対しても、2004（平成16）年2月、死刑判決が言い渡されています（東京地判平成16・2・27判時1862号47頁）。犯罪事実としては、地下鉄サリン事件のほかにも、サリンプラント事件（1993年11月頃～1994年12月下旬頃）、弁護士殺人未遂事件（1994

年5月9日)、松本サリン事件(1994年6月27日)、脱会支援者VX殺人未遂事件(1994年12月2日)、被害者の会会長VX殺人未遂事件(1995年1月4日)、公証役場事務長逮捕監禁致死事件(1995年2月下旬~同年3月上旬)、複数の構成員リンチ殺人事件(1989年~1994年)などが挙げられます。

その後、2006(平成18)年3月には、控訴審である東京高裁が、一審の死刑判決に対する弁護側の控訴を棄却するとともに、裁判手続を打ち切る決定をしたほか、同年5月には、同じく東京高裁により手続打ち切りの決定が支持されました。これを不服とした被告人側が最高裁に特別抗告を申し立てたものの、同年9月15日には、最高裁も特別抗告を棄却したことで、Aの死刑判決が確定しています。なお、2018(平成30)年7月には、麻原ほか教団幹部に死刑が執行されました。

8 破壊活動防止法の限界

これらの刑事裁判が確定した後も、同教団(後継団体を含む)の処遇をめぐるのは、相変わらず無責任な論評や発言がみられます。しかし、かりに宗教的な意味合いがあっても、彼らを選択した凶行は、自らの組織存続という身勝手な理屈による無差別大量殺人にすぎません。こうした残虐なテロ行為に適切な刑罰が科されたことをもって、「応報と監視による排除の論理」とか、「死刑判決が、第二、第三のオウム事件をもたらす」などの妄言さへあります。他方、いまだ教祖Aの思想に共鳴する後継団体が存在する以上、なお厳重に監視する必要があります。

さて、地下鉄サリン事件を捜査する過程では、破壊活動防止法(いわゆる破防法。昭和27年法律第240号)の適用も検討されました。しかし、1997(平成9)年1月31日、公安審査委員会は、破防法によるオウム真理教の解散処分請求を棄却しています。その原因として、暴力主義的破壊活動の恐れがある場合にも、危険性を証明する十分な証拠が集まらず、反対に、捜査・摘発が進んで必要な証拠が得られた時点では、すでに当該団体の力が衰えて危険性が乏しいというジレンマが指摘されました(山岸・後掲23頁)。そこで、オウム真理教事件を契機として、新たな法規制が求められました。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

第1条(目的) この法律は、団体の活動として役職員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

第4条(定義) この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項第2号へに掲げる暴力主義的破壊活動であって、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの(この法律の施行の日から起算して10年以前にその行為が終わったものを除く。)をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

第5条(観察処分) 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量

殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。…（以下、省略）…

第8条（再発防止処分） 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第5条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、6月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第1項又は第4項の処分を受けている団体について、同条第2項若しくは第3項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第2項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であって、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。…（以下、省略）…

9 新たに成立した法律②——団体規制法（オウム新法）

当初は、破防法の適用範囲を拡大する方向が模索されました。しかし、破防法それ自体に対する根強い反対意見もあり、同法の改正は見送られました（山岸・後掲24頁）。その後、1999（平成11）年11月に提案された新しい法案は、サリンを使用した無差別大量殺人を例示したほか、過去10年以内の殺傷事件に絞り込むなどの修正を加えた後、同年12月7日、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」として可決・成立しました（平成11年法律第147号）。一般には「団体規制法」または「オウム新法」と略称されます。

本法律の目的は、団体の活動として無差別大量殺人行為があった場合、当該団体の活動状況を明らかにするほか、その再発を防止する必要な規制措置を定めることで、「国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与すること」とされます（同法1条）。具体的には、(1) 公安審査委員会の決定により、公安調査官や警察官が教団の施設に立ち入ったり、構成員などに係る報告を求めたりするほか（観察処分。同法5条）、(2) かりに危険な動きや調査妨害があった場合、勧誘行為や施設の使用等を禁止できます（再発防止処分。同法8条）。

10 破防法の処分と団体規制法の処分

なるほど、破壊活動防止法でも、団体の活動として騒乱・放火・殺人などの罪（同法4条1項）を犯した場合や、当該団体が継続・反復して将来にわたり暴力主義的破壊活動をおこなう明らかな恐れがある場合、活動制限処分や解散指定処分が可能とされます。しかし、過去の事件では、ほとんど機能してきませんでした（第146回国会・衆議院本会議録3号、第146回国会・衆議院法務委員会議録2号など参照）。

これに対して、団体規制法では、2000（平成12）年1月、オウム真理教の後継団体（Alephと改称）

を3年間の観察処分が付しています。また、2006（平成18）年1月には、同団体に対する2度目の観察処分が言い渡されました（東京地判平成13・6・13判時1755号3頁など参照）。その後も、2021（令和3）年、オウム真理教（団体）に対する7回目の観察処分があり、2023（令和5）年には、最大の後継団体である「Aleph（アーレフ）」に対して、再発防止処分が出されるなどしています。なお、こうした取締状況については、上野・後掲30頁以下や公安調査庁のホームページをご覧ください。

11 団体規制法をめぐる反対論

団体規制法をめぐるのは、集会・結社の自由を制限するため、憲法31条に抵触するとか、立証困難な要素があることから、どこまで機能するかが疑問とされました（山岸・後掲22頁以下など）。そもそも、「無差別大量殺人行為」の概念が不明であって、危険性の増大を防止するという曖昧な要件に加えて、同法8条1項では、再発防止処分の対象として、殺人・傷害・暴行・略取・監禁などの予備を含むことが批判されています（山岸・後掲25～26頁）。特に政治的な目的から不特定かつ多数人を殺害しようとした場合、その判断を上述した公安審査委員会にゆだねてよいでしょうか。

さらに、直接に無差別大量殺人に関与しなかった信者まで規制の対象とするのは、信教の自由に反するとか、公安調査官による令状なしの立入検査が、令状主義（憲35条）に反するなどの批判もありました（山岸・後掲24～25頁）。ただし、最後の点については、いわゆる川崎民商事件判決において、旧所得税法70条10号の税務検査が令状主義に反しないとされたほか（最大判昭和47・11・22刑集26巻9号554頁）、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」の33条や「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」の22条では、令状なしの立入検査が認められています。

12 組織的な宗教テロであること

そもそも、無差別大量殺人行為という概念の、どこが不明確なのでしょう。ここでいう無差別大量殺人行為とは、破壊活動防止法4条1項2号へが掲げる暴力主義的破壊活動であって、不特定かつ多数の者を殺害すること（未遂を含む）と定義されています。また、再発防止処分の要件についても、何が曖昧であるかは示されないままです。それにもかかわらず、一部の反対論に配慮して、同法の施行日より10年以前に無差別殺傷をおこなった団体は、適用対象から除外されてしまいました。

なるほど、これらの事件にいたる背景として、社会の閉塞状況や不安感もあったでしょうが（高橋・後掲11頁）、いずれも現代社会に共通する特徴であり、オウム真理教事件に限ったことではありません。さらに、こうした反対論は、カルト宗教集団の組織的犯行であることを忘れています。実際、教祖Aに絶対服従であり、およそ脱会や棄教を許さない状況では、たとえ一般の信者であっても、教祖の指示に従って凶行に加担する恐れが大きいでしょう。現にオウム真理教事件では、元信者らを監禁して殺害する行為を繰り返しており（東京地判平成8・6・26判時1578号39頁など）、たとえ教団幹部であっても、異端分子として「ボア（殺害）」される恐れがありました。

13 社会的包摂と確信犯論

その意味で、通常の個人犯罪を前提とした犯罪論は、オウム真理教事件には通用しないでしょう。犯罪抑止の見地からは、強固な結束力のある集団として、教祖の指示で組織的に犯行にいたった実態を直視する必要があります。こうしたケースでは、集団それ自体はもちろん、個々の信者についても一定の行動制限を加えざるをえません。しかも、武力を用いた救済方法により全世界の人を殺傷することが、正義または救済であると信じている以上、反対説のいう「社会的包摂」など、ほとんど意味をもたないでしょう。犯人らは、現実の社会を否定しており、相互支援とかコミュニティの再生などの一般論で、解消されるような問題ではないからです。

また、オウム真理教事件には、カルト宗教集団という特徴のほか、政治テロという側面もみられます。彼らの行動は、政治変革を目標とした武装テロであって、確信犯にほかなりません。こうした確信犯人に対して、刑罰による威嚇効果は期待できるでしょうか。宗教的確信による行動を教育刑で放棄させるのは、極めて困難であるとともに、瀧川博士によれば、「刑罰によって矯正される確信犯人は、そのこと自体、確信犯人の本質に矛盾する。確信を洗落して牢獄を出て来る『確信』犯人のそれは、実は確信でなかった」とされます。ここでは、教育刑としての刑罰は機能しません（瀧川・後掲11～12頁）。

14 テロリズムに対する法規制

さて、団体規制法の立法目的は、同種のテロ行為を予防するためでした。観察処分や再発防止処分も、犯罪抑止の観点から用意されました。日本の犯罪史上類をみない無差別殺傷事件が、二度と起きてはならないという意味で、いわゆるオウム新法は、実際に適用されないことが望ましいともいえます。しかし、かりに類似のテロ行為が予測されるとして、本法制定前の立法状況では、適切な罰条がないため、十分な対応ができなかったわけです。

なお、オウム真理教事件では、サリン防止法と団体規制法のほかにも、組織的な放火・殺人・傷害等のほか、違法薬物や爆発物の取引等を摘発するべく、1999（平成11）年に「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」、いわゆる通信傍受法が制定されました（平成11年法律第137号）。また、2008（平成20）年には、被害者の救済に向けた「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」がつくられています（平成20年法律第80号）。しかし、これらのオウム特別立法は、いずれも対症療法にすぎません。各種のテロ行為を未然に防止するためには、テロリストの入国阻止はもちろん、テロの道具となりうる爆発物や化学物質を規制するほか、テロ活動の資金源を絶つ方策が有効とされます。また、近年では、インテリジェンス活動の強化も叫ばれています（宮坂・後掲103頁）。

参考文献

- (1) 瀧川幸辰「確信犯人と教育刑」法学論叢25巻4号（1931年）1頁以下、露木康浩「サリン等による人身被害の防止に関する法律の概要について」ジュリスト1076号（1995年）47頁以下、樋口晴彦＝丸山彰久「化学兵器

の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の制定について」警察学論集48巻6号（1995年）34頁以下、牧野忠「団体規制法」時の法令1618号（2000年）6頁以下、松本裕「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の概要」ジュリスト1174号（2000年）48頁以下、山岸信雄「社会の安全と国民の権利——オウム規制法」立法と調査215号（2000年）22～27頁、佐久間修「環境汚染化学物質の刑事規制について」阪大法学51巻6号（2002年）23頁以下、佐久間修「化学物質に関する罪」中山研一＝神山敏雄＝斉藤豊治＝浅田和茂編著・環境刑法概説（2003年、成文堂）254頁以下、佐久間修「組織犯罪・テロ犯罪と刑事立法」犯罪と非行160号（2009年）163頁以下、高橋則夫「22 地下鉄サリン事件—法学部生は知っておきたい！昭和・平成の法律事件（3）」法学教室351号（2009年）10頁以下、警視庁が選んだ大事件ランキング100（別冊宝島2210号，2014年）6頁、磯川全次著・戦後ニッポン犯罪史（SERIES:事件と犯罪を読む）（2014年、批評社）314頁以下、上野良太「オウム真理教による一連の事件及び現状と対策」警察公論69巻9号（2014年）30頁以下、本庄武「6 地下鉄サリン事件—平成の法律事件」法学教室463号（2019年）14頁以下、犯罪事件研究倶楽部・日本凶悪犯罪大全217（2019年、文庫ぎんが堂）26頁（坂本堤弁護士一家殺害事件）、52頁（松本サリン事件）、62頁（地下鉄サリン事件）、宮坂直史編・テロリズム研究の最前線（2023年、法律文化社）102頁以下など。

(2) 朝日新聞1995年3月20日夕刊，朝日新聞1995年3月25日朝刊，朝日新聞1995年5月29日夕刊，朝日新聞1999年9月30日夕刊，朝日新聞1999年12月26日夕刊，「地下鉄サリン事件（『週刊朝日』が報じた大正・昭和・平成の重大事件）」2022年2月25日週刊朝日96頁など（いずれも朝日新聞クロスサーチによる）。

(3) 第132回国会・衆議院法務委員会議録5号・平成7年3月28日，第132回国会・衆議院地方行政委員会議録14号・平成7年4月19日，第146回国会・衆議院法務委員会議録1号・平成11年11月5日，第146回国会・衆議院本会議録3号・平成11年11月5日，第146回国会・衆議院法務委員会議録2号・平成11年11月9日など。

ファイル14（第14章） 桶川ストーカー殺人事件——ストーカー規制法の制定

長崎ストーカー殺人事件，逗子ストーカー殺人事件，三鷹ストーカー殺人事件，小金井ストーカー殺人未遂事件など。

1 事件——立法事実として

1999（平成11）年10月26日，JR高崎線の桶川駅前若い女性が刺殺されました。当初，「桶川駅前殺人事件」は，通り魔的犯行とみられましたが，その後，被害者が，元交際相手のAとその仲間から，数々の嫌がらせを受けていた事実が判明します。その後，「桶川ストーカー殺人事件」と命名された事件では，被害者とその家族が，以前から近くの警察署にストーカー被害を訴えたにもかかわらず，担当の警察官が提出済みの告訴状を被害届に改ざんするなど，あまりにずさんな対応が明らかとなりました。この事件が契機となって警察改革が進められるとともに，ストーカー被害に対処するための法整備が始まりました。

さて，本件犯行にいたる経緯は，以下のとおりです。1999年1月ごろ，埼玉県内でAと知り合った被害者は，Aとの交際を開始しました。しかし，Aが何度も高額なブランド品をプレゼントするため，これを断ったことでAが逆上したり，Aの知り合いに暴力団員風の男がいたほか，Aが暴行や脅迫を加えたこともあって，Aとの交際に不安が生まれました。そこで，同年3月には，被害者から別れ話を切り出したところ，Aは，被害者の家族に危害を加える旨ほのめかして，交際を継続するように強要

しました。また、同年6月には、Aやその兄Bが数名で被害者宅に押しかけたり、被害者宅の周辺で中傷ビラを撒いたり、深夜に大音響で音楽を流す車が現れたりするなど、脅迫的言動や誹謗中傷を繰り返すようになりました。

そのため、被害者とその家族は、地元の警察（埼玉県警上尾署）にストーカー被害を申告しましたが、応対した警察官が放置している間に、Aの指示を受けたBが、元暴力団員のCらに2000万円の報酬を提示して殺害を依頼したことから、Cが事件当日、被害者をミリタリーナイフで突き刺し、出血多量により死亡させました。

2 犯行グループに対する刑事裁判

実行犯のCや輸送役のD、見張り役のE、そして、首謀者のBは、殺人容疑で逮捕されました。名誉毀損により逮捕された仲間も併せて、最終的には12人が逮捕されています。他方、行方不明になっていたAは、北海道で水死体として発見されました。2001（平成13）年7月から2002（平成14）年3月には、殺害事件に直接関与した4人に対し、殺人罪（刑199条）や名誉毀損罪（刑230条）、住居侵入罪（刑130条）、恐喝罪（刑249条）による有罪判決が出ています。また、別件の住居侵入罪、恐喝罪と強盗致傷罪（刑240条）と併せて、Cには懲役18年、DおよびEには懲役15年が言い渡されました（さいたま地判平成13・7・17LEX/DBなど）。

また、分離公判になった主犯格のBについても、2003（平成15）年に無期懲役の判決が出ています（さいたま地判平成15・12・25LEX/DB）。その後、2005（平成17）年12月には、東京高裁が第一審判決を支持して控訴を棄却しており（東京高判平成17・12・20LEX/DB）、最高裁も上告を棄却したため、無期懲役の判決が確定しました（2006年9月7日付朝日新聞朝刊）。

3 警察のずさんな対応と報道による被害

この事件が発生した当初、過熱報道により被害者らに対する誹謗中傷など、各種の報道被害がありました。また、上尾署のずさんな対応が明らかとなり、追及の矛先は、犯人グループから地元警察に向けられようになりました。実際、名誉毀損の告訴状改ざんや、証拠品に係る虚偽報告書の作成などにより、3人の懲戒免職者を含む15人の処分者が出ています。その後、被害者の遺族は、埼玉県（埼玉県警）に対して国家賠償請求訴訟を提起しましたが、裁判所は、職務怠慢による賠償責任を認めつつも、本件殺人との関連性は否定しています（さいたま地判平成15・2・26判時1819号85頁、東京高判平成17・1・26判時1891号3頁）。

桶川ストーカー殺人事件では、警察の対応に問題があったため、一般国民の非難も、担当者の職務怠慢に向けられました。その結果、犯人らの凶悪性や異常性が軽んじられた嫌いがあります。地元警察が適切に対応すれば、ストーカー被害を防げたというのです。しかし、警察の権限を強化するだけで、ストーカー被害を防止できるでしょうか。近年では、むしろ、ストーカー犯人の特性や精神構造を解明しつつ、その異常行動をコントロールする手段が模索されています（たとえば、小早川・後掲6頁以下、福井・後掲28頁以下など）。

4 成立した法律——ストーカー規制法

2000（平成12）年5月18日、この事件が契機となり、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されました（平成12年法律第81号）。一般には、ストーカー規制法と呼ばれています。また、同年4月の沼津市女子高生殺人事件を挙げる見解もあります。この事件では、犯人の元交際相手は、過去にも同様な事件を繰り返していました（2000年4月21日付朝日新聞朝刊）。そのほか、過去のストーカー事例では、つきまとい行為に対して立入禁止命令が出されたり、慰謝料請求が認められたりした場合があります（1988年～1999年）。また、被害者の車に卑猥なビラを挟み込んだケースでは、強要未遂により逮捕・起訴されています（1999年6月22日付朝日新聞夕刊など）。

従来、夫婦喧嘩や恋愛のもめ事には、なるべく警察が介入しない「民事不介入」が原則とされました。ストーカー規制法の制定時にも、公権力の介入に反対する意見がありました。しかし、この法律ができる以前は、執拗な「つきまとい」行為があっても、名誉毀損罪や住居侵入罪、威力業務妨害罪（刑234条）などで摘発するほかなく、それ以外には、軽犯罪法違反になるだけでした（法定刑は、拘留又は科料です）。かりに脅迫罪（刑222条）や強要罪（刑223条）で処罰されても（法定刑は、最大2～3年の拘禁刑です）、短期間で社会に復帰して、同種の行為を繰り返すことになります。

ストーカー行為等の規制等に関する法律

第1条（目的） この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

第2条（定義） この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛ける（その後、「住居等の付近をみだりにうろつく」行為を追加しました）。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること（その後、「電子メールの送信等をする」行為を追加しました）。 …（以下省略）

…

5 2000年のストーカー規制法

ストーカー規制法は、参議院の議員立法として提案されました。そこでは、ストーカーが社会問題となった現状を踏まえて、刑罰などを含む必要な規制をおこなうとともに、被害者に対する援助措置

を定めることで、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止し、併せて国民の生活の安全と平穩に資することが目的とされています(第147回国会・参議院地方行政・警察委員会議録10号)。

しかし、同法律によれば、「つきまとい等」は、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」でなければならず、その行為態様もかなり限定されています。また、ストーカー行為は、一定のつきまとい等を反復した場合として、6月以下の懲役刑又は50万円以下の罰金刑となるにすぎません(改正前の同法13条)。しかも、被害者の告訴を必要とする親告罪でした。かりに公安委員会の禁止命令等に違反してストーカー行為等をして、1年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金刑にとどまり(改正前の同法14条)、禁止命令等に違反しただけでは、50万円以下の罰金刑でした(改正前の同法15条)。

ストーカー規制法は、2か月間という短期間でまとめられ、国会でも与野党の全会派が賛成していますが、なお不十分な点が多かったとされます(岡田・後掲62頁)。しかも、注意すべき点は、同法3条違反の「つきまとい等を反復してする」が、同一類型の繰り返しに限定されたことです(滝川・後掲①32～33頁、滝川②・後掲13頁、檜垣・後掲20頁)。もっとも、その後の最高裁判例により、同法2条2項の「ストーカー行為」は、同条1項1号から8号までに掲げた「つきまとい等」のいずれかを反復することでよく、特定の行為や特定の号の行為を反復する必要はないとされました(最決平成17・11・25刑集59巻9号1819頁)。

6 長崎ストーカー殺人事件

しかし、ストーカー規制法の接近禁止命令や警告などを出しても、当該行為がなくなるどころか、さらにエスカレートさせる恐れがあります。実際、同法律の制定後も、同様なストーカー被害が多発しました。その代表例が、「長崎(西海市)ストーカー殺人事件」です。2011(平成23)年5月頃、千葉県で被害者Aと同棲していた犯人は、異常にAの行動を束縛したほか、殴る・蹴るなどの暴行を加えたため、同年10月には、Aの姉と警察が被害者を救出して、犯人に「二度と近づかない」との誓約書を書かせました。

ところが、その後も、犯人がAの知り合いに「(Aの)知人も含めて必ず殺す」などと記載した電子メールを発信したにとどまらず、同年12月16日には、Aの家族を殺してAを連れ戻そうと企て、西海市にあるAの祖母宅と父宅に侵入し、出刃包丁で祖母と母を殺害しています。しかも、それぞれの現場では、現金在中の財布を盗みました。なお、犯人は、過去にも交際相手に対するストーカー行為により罰金刑に処せられています。本件の刑事裁判では、検察官の求刑どおり死刑判決が言い渡されました(長崎地判平成25・6・14LEX/DB)。控訴審と上告審でも、第一審判決を支持しています(福岡高判平成26・6・24高刑速報(平26)号160頁、最判平成28・7・21裁判集刑事320号395頁)。

他方、ストーカー被害の相談を受けていた千葉県警が被害届を受理せず、事件当日、慰安旅行に出かけた事実が発覚したことで、警察に対する批判が殺到しました。しかし、当時のストーカー規制法では、つきまとい等に対する警告や命令は、被害者の居住地の警察だけが発出できるうえ、Aが長崎県西海市に避難していたため、迅速に対処できなかったという事情があります。そこで、後述する逗子ストーカー殺人事件も踏まえて、2013(平成25)年には、ストーカー規制法が一部改正されるこ

とになりました。

7 逗子ストーカー殺人事件

2012年（平成24年）11月6日、神奈川県逗子（ずし）市のアパートで、デザイナーの女性A（33歳）が刃物で刺殺されました。犯人の元交際相手B（40歳）は、同じアパートの2階で出窓に紐を掛けて首吊り自殺しています。この「逗子ストーカー殺人事件」では、犯人が自殺したことで刑事裁判になっておらず、裁判所の実事認定がないため、小早川・後掲122頁以下や筋・後掲60頁などを参照しました。

本件犯行にいたる経緯としては、AとBが東京都内で2004（平成16）年頃から交際を始めたものの、2006（平成18）年には別れており、その後、Aは、2008（平成20）年に別の男性と結婚して、逗子市へ転居しています。しかし、2010（平成22）年4月頃になって、AがSNSに投稿したことで、Aの結婚を知ったBが、嫌がらせの電子メールを送るようになりました。Bによる嫌がらせは次第にエスカレートし、2011（平成23）年からは「刺し殺す」などと記載されたメールをAに送りつけたため、同年6月には、Bが脅迫容疑で逮捕されています。また、同年7月には、ストーカー規制法による警告が発出されたほか、同年9月には、脅迫罪により懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決が出ています。

8 電子メールと個人情報の保護

ところが、神奈川県警が逮捕状を執行する際、Aの結婚後の氏名や居住地を読み上げたため、Aの居住地を探っていたBが、興信所に調査依頼をすることで、市役所等から違法に個人情報を入手しました。その翌日には、本件殺人事件が発生しています。なお、Bは、2012年3月下旬から4月上旬にかけて、合計1000通以上の嫌がらせメールを送っていますが、この時点のストーカー規制法には、電子メールによる連絡を規制する条文がなく、警察としても積極的には動きませんでした。

他方、ストーカー規制法2条1項各号のつきまとい等を参考にした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」10条2項4号の保護命令では、「連続して、電話をかけ、…（省略）…若しくは電子メールの送信等をする事」が禁止対象になっています（杉田・後掲24頁）。なるほど、この「電話等禁止命令」は、裁判所が発出するものですが、電子メールを規制対象としないストーカー規制法との間で、不均衡が生じていました。もっとも、電子メールの送信が、およそ「つきまとい等」に該当しないわけではなく、監視や名誉毀損の事実を「告げ」た場合や、これらを「知り得る状態に置く」ための手段であった場合は含むという指摘もあります（滝川・後掲②13頁）。

9 電子メールの送信行為と2013年の一部改正

この事件では、警察がストーカー被害を知ったにもかかわらず、殺人事件を防げなかったこと、警察や行政機関から被害者の個人情報が漏れたことが問題視されました。また、ストーカー規制法が制定された2000（平成12）年当時は、まだ電子メールが普及していなかったせいもあり、条文中の「つきまとい行為」にはその送信行為が含まれず、法律の不備も指摘されました（第183回国会・参議院内閣委員会議録14号など参照）。

そこで、2013（平成25）年の一部改正では、電子メールの連続送信を「つきまとい行為」に追加したほか、被害者の住所地を所轄する公安委員会や警察だけでなく、加害者の住所地であっても、警告や禁止命令を出せるようにしました。また、警察が犯人に警告したことを被害者に知らせる一方、警告しなかった場合は、その理由を書面で通知することになりました（詳細については、信谷・後掲50頁以下参照）。

なお、警察庁の統計によれば、2003（平成15）年の時点で、ストーカー事案と認知されたものが1万2024件、警告が1164件、検挙14件でしたが、2012年の時点では、その認知件数が約2万件となり、ストーカー規制法施行後の最多を記録しています（第183回国会・参議院内閣委員会議録14号）。

10 三鷹ストーカー殺人事件

2013（平成25）年10月8日、東京都三鷹（みたか）市でストーカー事件が発生しました。「三鷹ストーカー殺人事件」と呼ばれています。上述した2013年改正後まもなくの殺人事件であり、社会に衝撃を与えました。この事件は、2011（平成23）年12月頃から交際を始めたAとBの間で、Bが外国留学を終えて2013年春に帰国したものの、Bから別れ話を持ち出したため、Aが「Bの裸の画像を流出させる」などと述べて、執拗に脅し始めたことから始まります。

その後、復縁が不可能と知ったAは、Bの殺害を決意し、2013年9月27日には、高速バスで関西から東京に移動したうえ、9月28日、凶器となるペティナイフ（刃渡り13cm）を購入しています。他方、Aが三鷹市の自宅近くまで来たことを知ったBは、10月8日、ストーカー被害を地元の警察署に相談したところ、担当警察官がストーカー規制法にもとづいて、Aの携帯電話に連絡しましたが、Aにつながりませんでした。しかし、Bが高校から帰宅して一人でいたところ、あらかじめBの部屋に潜んでいたAが、クローゼットから出てペティナイフで襲撃、首や腹に11カ所の刺傷などを負わせて殺害しました。

2014（平成26）年8月1日、東京地裁立川支部は「強固な殺意に基づく執拗で残忍な犯行かつ高い計画性も認められる」として、懲役22年を言い渡しましたが（東京地立川支判平成26・8・1LEX/DB）、2015（平成27）年2月6日、東京高裁は、訴訟手続の誤りを理由に差し戻しました。しかし、2016（平成28）年3月16日、差し戻し審でも、同じく懲役22年の判決が言い渡されており（東京地立川支判平成28・3・15LEX/DB）、その後、2017（平成29）年1月24日、東京高裁も、「一番の量刑判断に誤りはない」として控訴を棄却しており、被告・検察側双方とも上告せずに確定しました。

11 小金井ストーカー殺人未遂事件

逗子ストーカー殺人事件の後、2013年の法改正で「連続した電子メールの送信行為」が規制対象となりましたが、その後、ブログやTwitterなどのSNSが普及したにもかかわらず、その書き込みについては放置されていました。ところが、2016（平成28）年5月21日、東京都小金井（こがねい）市で新たなストーカー殺人未遂事件が発生しました。この事件では、当時芸能活動をおこなっていた20歳の女性Aに対して、ファンを自称するBが、TwitterなどのSNSにおいて「そのうち死ぬから安心して」といった不穏な書き込みを繰り返しています。そこで、Aが武蔵野警察署に相談したのです

が、ストーカー事案に対処する専門部署に連絡されず、Aの母親が、犯人Bの居住する京都府警にも相談したものの、たらい回しにされていました。

犯人のBは、過去にも、別の女性らに対してSNSで脅迫や嫌がらせを繰り返した前歴があったものの、警察への相談情報が共有されていませんでした。その結果、事件当日、小金井市内のライブハウスで、BがAをナイフで襲撃して重傷を負わせています。Bは、殺人未遂罪と銃砲刀剣類所持等取締法違反で逮捕された後、2017（平成29）年には、東京地裁で懲役14年6か月の判決が言い渡されました（東京地立川支判平成29・2・28LEX/DB）。これを不服としたBが東京高裁に控訴しましたが、同年3月29日に控訴を取り下げており、第一審の有罪判決が確定しました。

2016年改正後のストーカー規制法

第2条（定義） この法律において「つきまとい等」とは、…（省略）…

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

…（省略）…

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。…（省略）…

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。…（以下省略）…

12 TwitterやSNSの書き込みと2016年の一部改正

2015（平成27）年には、ストーカー事案の相談件数が約2万2000件に達しています。また、小金井ストーカー殺人未遂事件などの重大事案も発生したため、2016（平成28）年12月6日には、TwitterやLINEなどのSNSによるメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みなどを「つきまとい行為」に追加しました。また、住居等の付近をみだりにうろつく行為を規制対象に加えています（第192回国会・参議院内閣委員会議録7号）。さらに、ストーカー行為等罪や禁止命令等違反罪の法定刑を加重する法改正も実現しました（詳細については、伊庭・後掲4頁以下参照）。

具体的には、ストーカー行為に対して6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（旧13条）、禁止命令等に違反するストーカー行為に対して1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（旧14条）であったところ、前者は、それぞれの上限を1年以下および100万円以下に引き上げ（新18条）、後者は、2年

以下および200万円以下に加重しました（新19条）。しかも、これらの犯罪を非親告罪に変更したり、性的羞恥心を害する電磁的記録の送付等を確信的に規定したほか、禁止命令等の制度を見直して警告前置制を廃止したり、緊急時の禁止命令等を創設したり、ストーカー行為等に係る被害者情報の提供禁止などを盛り込んでいます。特に本改正では、ストーカー犯人の改善・更生に向けた調査研究の推進が明記されました。

2021年改正後のストーカー規制法

第2条（定義） この法律において「つきまとい等」とは、…（省略）…

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。…（以下省略）…

第3条（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止） 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体的安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

13 GPSの無断装着と2021年の一部改正

しかし、その後も、ストーカー被害を訴える件数は増加の一途をたどり、他人の使用する車にGPSを装着するなどの新しい手口が登場しました。さしあたり、GPSストーカー事件と呼んでおきます。具体的には、元交際相手の自動車にGPS機器をひそかに取り付け、位置情報を探索して被害者の動静を把握する行為が「つきまとい等」にあたるかが争われました。当初、警察では、こうした行為も改正前の同法2条1項1号の「住宅等の付近において見張り」に含めようとしたのですが、2020（令和2）年、最高裁が、同法2条1項1号にあらず、一定の場所で相手方の動静を観察する必要があるとしたため（最判令和2・7・30裁判集刑事328号19頁、最判令和2・7・30刑集74巻4号476頁）、2021年の法改正につながったわけです。

今回の改正では、「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等」が規制対象として明記されました。すなわち、相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得したり、その所持する物品にGPS機器等を取り付ける等の行為が禁止されたほか、住

居など「通常所在する場所」でなくても、現に相手方が所在する場所の近くで見る見張り等や（たとえば、宿泊したホテルなどの近くでうろつく）、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為（自宅や職場に毎日手紙を送ったり、郵便受けに投函する場合）も追加されました（詳細については、堂原・後掲83頁以下参照）。

14 ストーカー規制法の問題点

さて、ストーカーという言葉が一般化したのは、1995（平成7）年、リンデン・グロスの『ストーカー』が日本で翻訳・出版されてからでしょう。しかし、どこまでを法規制の対象とするかは、漠然としていました。それどころか、同種のつきまとい行為が反復されることで、かえって恐怖心が薄らぐという意見さえありました。ストーカーの本質として、次第に亢進（エスカレート）する危険があるにもかかわらず、制定時のストーカー規制法は、脅迫罪や強要罪、名誉毀損罪などと比較して、軽い法定刑にとどまっており、つきまとい行為を反復・継続することで、被害者の恐怖心が増幅される実態を考慮していません。

また、過去のストーカー事件を振り返るとき、電子監視やサイバーストーカーキングなど、犯行の手段・方法が常に進展・変化するため、後追いの法規制に終わっています。さらに、「号またぎ」の問題についても、立法担当者や警察関係者は、同一類型の「繰り返し」に限定しましたが（滝川②・後掲13頁など）、たとえ「（複数の）号をまたいだ」事案であっても、全体として一個のストーカー行為とみるべきです（非限定説）。さもなければ、さまざまな手段を通じて「つきまとう」行為の実態に即した解釈とはいえません（佐久間・後掲872頁）。

15 恋愛感情充足目的について

もう一つの問題点は、ストーカー規制法が、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」、いわゆる恋愛感情充足目的による場合に限定したことです（同法2条1項）。この目的要件をめぐっては、立法当初から疑問が提起されており、最近の国会審議でも、なぜ恋愛感情以外の目的を排除するのかが議論されました（第204回国会・衆議院内閣委員会議録23号）。

その際、法案提出者や立法担当者は、トラブルの9割近くが交際希望や性的関心にもとづくこと、取材活動や組合活動などを除外するためと説明しています（第147回国会参議院地方行政警察委員会議録10号）。しかし、たとえ取材活動や労働運動であっても、他人を恐怖させたり、その生活を妨害したりする行為が許されるはずありません。他方、恋愛感情等充足目的以外にも、近隣トラブルや取引相手に対する嫌がらせ等から、ストーカー行為に及ぶことがあります。近年では、犯人の行動がエスカレートする危険性に着目しつつ、必ずしも恋愛感情等充足目的に限定しない見解もみられます（深町・後掲下86～87頁、今村・後掲59頁など）。

16 反社会性パーソナリティ障害

そもそも、最初のきっかけが恋愛感情であっても、それが充足されないことで、次第に憎悪の感情

に変わるという実態を直視するべきです。その意味で、ストーカー行為の本質は、相手方を支配する欲求にもとづくこと、しかも、無限にエスカレートするため、最終的には、異常な執着心から相手方を殺傷するにいたるわけです。精神医学上は、反社会性（非社会性）パーソナリティ障害とされますが、責任無能力者として、心神喪失者等医療観察法を適用するほどではありません。過去の裁判例によれば、犯行方法やその動機自体は不可解なものでなく、異常な妄想に支配されていないと認定されました（長崎地判平成25・6・14LEX/DBなど）。

反社会性パーソナリティ障害では、相手方の希望や権利、感情を無視する性向に加えて、自分や他人に及ぼす結果を省みることなく、表面的な合理化を図ったり、被害者に責任転嫁したりするなど、ほとんど自責の念を示さないのが特徴です（高橋＝大野・後掲650頁以下）。いいかえれば、恋愛感情の充足は最初の動機付けでしかなく、そもそも恋愛感情は負の感情といえない以上、従来の目的犯と同視することはできません。むしろ、一方的な依存関係から生じた「怨恨の感情」が犯行動機になった事実を無視した状態では、これからも根本的な修正を免れないでしょう。

17 ストーカー規制法の保護法益

さて、ストーカー規制法の目的は、「個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資すること」とされます（同法1条）。なるほど、同法2条1項には「粗野または乱暴な言動」などの不明確な規定があるとはいえ、同法2条4項において、「身体の安全、住居等の平穩もしくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る」と明記されており、上述した保護法益と関連づけた限定要件があります。その意味では、不当に処罰範囲が広がることはないといえます（今村・後掲50頁）。

しかし、同法1条の「生活の安全と平穩」を保護するというだけでは、あまりに漠然としています。また、「個人の安心感」を保護法益とするのも（亀田・後掲253頁）、もっぱら個人の主観的心情に依存する点で問題があります。むしろ、「つきまとい」や「待ち伏せ」、「見張り」や「監視」などの形態は、いずれも被害者に危害を加える可能性をうかがわせるものでしょう。また、客観的な危険性判断として、ストーカー行為の亢進（昂進）性と犯人の反社会性パーソナリティ障害に着目するとき、ストーカー行為自体の結果でないとしても、エスカレートする中で次第に高まる「個人の身体、自由及び名誉に対する危害」の恐れこそ重視されねばなりません。

18 立法事実としてのストーカー殺傷事件

桶川ストーカー事件から始まった過去のストーカー殺人事件を振り返るとき、第一次的ないし直接的には、国民の安全かつ平穩な社会生活が立法目的であるとはいえ、第二次的ないし間接的には、個人の生命・身体・自由・名誉などが保護法益になるというべきです。単なる安心感や生活の平穩だけでは、一回限りのつきまとい等でも処罰できることになりますし、代行ストーカーさえ認める可能性があります。しかも、こうした理解を前提とするのであれば、恋愛感情等充足目的に限定する理由はないわけです。

他方、警察による被害者の保護にも限界があるため、刑事規制を強化するだけではこの種の犯行を

防止できません。犯人の異常性を十分に認識しないまま、逮捕・処罰して被害者から遠ざけても、かえって犯人の異常な執着心をあおる恐れがあります。過度の執着心や支配欲の根底にある「非社会性パーソナリティ障害」を緩和するべく、異常性格者の犯行に見合った対処が肝要でしょう。たとえば、一定の要件を満たしたストーカー犯人には、単なるカウンセリングを超えた治療処分が必要となります。すでに2004（平成16）年度からこうした取り組みが始まりましたが、あくまで任意のものでしなく、ストーカー犯人の1割から2割が受診したにすぎません（2023年3月20日付朝日新聞朝刊）。とはいえ、およそ加害者特性に着目した防止策がなかった時代と比べれば、一歩前進したのかもしれない。

参考文献

- (1) リンデン・グロス（秋岡史訳）・ストーカー—ゆがんだ愛のかたち（1995年、祥伝社）11頁以下、檜垣重臣・ストーカー規制法解説（2000年、立花書房）2頁以下、滝川雄一①「ストーカー行為の規制と、被害者への援助を強化」時の法令1625号（2000年）28頁以下、滝川雄一②「ストーカー行為等の規制等に関する法律」法令解説資料総覧225号（2000年）10頁以下、岡田久美子「ストーカー行為等規制法」法学セミナー550号（2000年）61頁以下、清水潔・桶川ストーカー殺人事件—遺言—（2004年、新潮文庫）14頁以下、中川正浩「ストーカー規制法の検討」警察学論集62巻6号（2009年）20頁以下、杉田理佳「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項」警察公論64巻10号（2009年）20頁以下、信谷彰「ストーカー規制を強化」時の法令1942号（2013年）50頁以下、高井良浩「ストーカー規制法の一部改正」警察公論68巻11号（2013年）15頁以下、小早川明子・「ストーカー」は何を考えているか（2014年、新潮新書）6頁以下、122頁以下、佐久間修「集積犯について」川端博先生古稀記念論文集上巻（2014年、成文堂）855頁以下、福井裕輝「ストーカー—その病と対策」罪と罰51巻4号（2014年）28頁以下、高橋三郎＝大野裕監訳・DSM＝5精神疾患の診断・統計マニュアル（2014年、医学書院）650頁以下、皆川治之「リベンジポルノ対策」時の法令1974号（2015年）17頁以下、伊庭みのり「ストーカー対策の充実強化」時の法令2030号（2017年）4頁以下、今村暢好「つきまとい行為に対する刑事規制の特殊性と諸問題」松山大学論集30巻5-1号（2018年）37頁以下、太田達也「12 桶川ストーカー殺人事件—平成の法律事件」法学教室463号（2019年）26頁以下、後藤弘子「ストーキングに対する法規制」森山正編著・ストーキングの現状と対策（2019年、成文堂）211頁以下、犯罪事件研究倶楽部・日本凶悪犯罪大全217（2019年、文庫ぎんが堂）98頁以下（桶川女子大生ストーカー殺人事件）、244頁以下（三鷹ストーカー殺人事件）、266頁（小金井ストーカー殺人未遂事件）、亀田悠斗「ストーカー行為罪に関する一考察（一）」阪大法学69巻5号（2020年）231頁以下、堂原みなみ「ストーカー対策の強化」時の法令2141号（2022年）83頁以下、筋伊知朗・サイバー犯罪—現状と対策—（2022年、ミネルヴァ書房）60頁以下、四條北斗「ストーカー規制法の改正動向について—第三次改正法の罰則に関する解釈論的考察を中心に—」日本政治法律研究4号（2022年）269頁以下、星周一郎「ストーカーの法規制の在り方—今後の展望を含めて—」刑事法ジャーナル71号（2022年）4頁以下、深町晋也「令和3年ストーカー規制法改正の意義と今後の課題（上）」法律時報94巻9号（2022年）97頁以下、同「同前（下）」法律時報94巻10号（2022年）80頁以下、四條北斗「ストーカー行為罪における『恋愛感情等充足目的』の要件について」法政論叢59巻2号（2024年）33頁以下など。
- (2) 朝日新聞1999年6月22日夕刊、朝日新聞2000年4月21日朝刊、朝日新聞2000年5月15日夕刊、2006年9月7日朝日新聞朝刊、2012年11月14日朝日新聞朝刊、朝日新聞2016年12月17日朝刊、朝日新聞2017年3月1

日朝刊（いずれも、朝日新聞クロスサーチによる）など。

- (3) 第147回国会・参議院地方行政・警察委員会議録10号・平成12年5月16日，第183回国会・参議院内閣委員会議録14号・平成25年6月20日，第192回国会・参議院内閣委員会議録7号・平成28年11月17日，第204回国会・衆議院内閣委員会議録23号・令和3年5月12日など。